

令和元年度
水質汚濁防止法等の施行状況

令和3年1月

環境省 水・大気環境局 水環境課

目 次

1	はじめに	1
2	特定事業場及び有害物質貯蔵指定施設の状況について	1
	（1）特定事業場数及び有害物質貯蔵指定事業場数	1
	（2）特定事業場の業種別内訳	2
3	水質汚濁防止法、瀬戸内海法及び湖沼法の施行状況について	3
	（1）水質汚濁防止法	3
	ア 届出関係、計画変更命令等	3
	イ 改善命令、一時停止命令及び地下水の浄化措置命令	3
	ウ 立入検査	4
	エ 排水基準違反	4
	オ 事故時の措置及び緊急時の措置	5
	カ 生活排水対策重点地域の指定	6
	キ 水質総量削減	6
	（2）瀬戸内海法	7
	ア 許可、措置命令	7
	イ 自然海浜保全地区の指定	7
	（3）湖沼法	8
	ア 湖沼特定施設等の届出関係、計画変更命令等	8
	イ 改善命令等	8

<図表編>

表 1	排水量規模別特定事業場数／有害物質貯蔵指定事業場数	10
表 2	都道府県・政令市別特定事業場数	11
表 3	指定湖沼別湖沼特定事業場数等	14
表 4	特定事業場の上位 10 業種	16
表 5	特定事業場の業種別内訳	17
表 6	届出関係、計画変更命令等	24
表 7	改善命令、立入検査、行政指導件数等	27
表 8	計画変更命令、改善命令及び一時停止命令等の発動業種別内訳	36
表 9	排水基準違反、事故時の措置件数等	37
表 10	排水基準違反等の違反業種、違反物質・項目別内訳	40
表 11	水質総量規制に係る指定地域内事業場数等	41
表 12	計画変更命令等、改善措置命令等、総量規制関連違反の内訳	43
表 13	瀬戸内海法に基づく許可、措置命令及び届出等	44
表 14	瀬戸内海法に基づく不許可、措置命令等の内訳	45
表 15	湖沼特定施設等の届出件数等	46
参考	平成 28 年度からの施行状況の概要（水質汚濁防止法）	47

1 はじめに

水質保全行政の目標として、公共用水域の水質等について達成し、維持することが望ましい基準として環境基本法（平成5年法律第91号）に基づく環境基準が設定され、これを維持達成するために各種施策が講じられているところである。

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下、「瀬戸内海法」という。）及び湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号。以下、「湖沼法」という。）は、汚濁物質の主要な発生源である工場、事業場からの排水を規制すること等によって公共用水域及び地下水の水質汚濁の防止を図っており、各種の水質汚濁防止施策のうちで最も重要な施策のひとつである。

本調査は、令和元年度におけるこれら水質汚濁防止法、瀬戸内海法及び湖沼法に定められている各規定の施行状況について、都道府県等からの報告に基づきその件数や内容等を把握することにより、今後の水環境行政の円滑な推進に資することを目的として実施するものである。

2 特定事業場及び有害物質貯蔵指定施設の状況について

水質汚濁防止法においては、工場、事業場において特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を設置する者は、当該施設を設置等に際して、所定の事項を都道府県知事（権限委任市長を含む。以下同じ。）に届け出ることになっている。

また、瀬戸内海法においては、瀬戸内海13関係府県のうち、瀬戸内海の水質保全に関係のある区域において工場、事業場から公共用水域に水を排出する者は、特定施設（排出水の一日当たりの最大量が50m³未満である工場、事業場に設置される特定施設等を除く。）の設置等に際し、府県知事（権限委任市長を含む。以下同じ。）の許可を受け、又は届出を行うこととなっている。

一方、湖沼法では、指定湖沼の水質汚濁に関係があると認められる地域（指定地域）において、指定施設を設置等の際には、所定の事項を都道府県知事に届け出ることになっている。

（1）特定事業場数及び有害物質貯蔵指定事業場数

水質汚濁防止法及び瀬戸内海法の規定に基づき届出又は許可のあった特定施設を設置する工場、事業場（以下、「特定事業場」という。）の数、並びに、水質汚濁防止法の規定に基づき届出のあった有害物質貯蔵指定施設を設置する工場、事業場（以下、「有害物質貯蔵指定事業場」という。）の数を表1に示す。令和2年3月末現在において、水質汚濁防止法上の特定事業場数は257,646（258,523）（括弧内数値は平成31年3月末時点。以下、この項目において同じ。）、瀬戸内海法上の特定施設を設置する工場、事業場の数は3,169（3,242）、合計で260,815（261,765）であり、平成31年3月末時点と比較すると、特定事業場数は950件減少している。また、特定地下浸透水を浸透させる特定事業場数は6（3）であった。

生物化学的酸素要求量（BOD）や浮遊物質（SS）等の生活環境項目に係る一律排水基準は、一日当たりの平均排水量が50m³以上の特定事業場に適用されるが、その対象事業場数は

30,749 (31,195) と全体の約 12%である。また、カドミウムや鉛等の有害物質に係る一律排水基準は、排水量の多少にかかわらず、公共用水域に排出するすべての特定事業場に適用されるが、一日当たりの平均排水量が 50m³以上の特定事業場のうち、有害物質使用特定事業場の数は 3,717 (3,701) で全特定事業場数の約 1%、一日当たりの平均排水量が 50m³未満の特定事業場のうち、有害物質使用特定事業場の数は 10,570 (10,636) で全特定事業場数の約 4%であった。また、水質汚濁防止法第 5 条第 3 項の規定に基づく、公共用水域に水を排出しない、又は地下に汚水等を含む水を浸透させない有害物質使用特定事業場の数は 3,807 (3,939) であった。全特定事業場数に占める有害物質使用特定事業場の数は、18,094 (18,276) であり、全体の約 7%であった。さらに、有害物質貯蔵指定事業場は 3,901 (3,837) であり、このうち有害物質貯蔵指定施設のみを設置している事業場は 436 (468) であった。令和 2 年 3 月末現在における都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の特定事業場及び有害物質貯蔵指定事業場の数の内訳を表 2 に示す。

一方、湖沼法に基づく 11 指定湖沼について、令和 2 年 3 月末現在における湖沼特定事業場等の数を表 3 に示す。湖沼特定事業場の総数は 1,777 (1,683) であり、うち、みなし指定地域特定施設を設置する事業場数は 667 (680) であった。また、指定施設及び準用指定施設の数はそれぞれ 66 (67)、780 (791) であり、これらを合計した事業場の総計は 2,623 (2,541) であった。

なお、これら 1,777 の湖沼特定事業場を指定湖沼別に見ると、釜房ダム貯水池 7、八郎湖 19、霞ヶ浦 467、印旛沼 166、手賀沼 83、諏訪湖 63、野尻湖 0、琵琶湖 595、中海 97、宍道湖 101、児島湖 179 であった。

(2) 特定事業場の業種別内訳

特定事業場を水質汚濁防止法施行令別表第一に掲げる業種別に見たときの、上位 10 業種を表 4 に示す。数の多い方から順に旅館業、自動式車両洗浄施設、畜産農業となっている。なお、これら 10 業種の事業場数の総計は 193,674 であり、全特定事業場数の約 74%にあたる。

また、これら 193,674 事業場のうち、一日当たりの平均排水量が 50m³未満の事業場数は 174,776 であり、上位 10 業種全体の約 90%を占めることから、これらの事業場は概して規模の小さいものが多い。

特定事業場の業種別の内訳を表 5 に示す。

3 水質汚濁防止法、瀬戸内海法及び湖沼法の施行状況について

(1) 水質汚濁防止法

ア 届出関係、計画変更命令等

工場や事業場から公共用水域に水を排出する者は、特定施設を設置しようとするときは、水質汚濁防止法（以下、この項目において「法」という。）第5条第1項に基づく届出を、工場や事業場から地下に有害物質使用特定施設に係る汚水等を含む水を浸透させる者は、有害物質使用特定施設を設置しようとするときは、法第5条第2項に基づく届出を、有害物質貯蔵指定施設を設置しようとする者、又は第5条第1項及び第2項に規定する者以外で、有害物質使用特定施設を設置しようとする者は法第5条第3項に基づく届出を行うこととされている。また、法第5条の届出又は経過措置に係る届出をした者が、その届出に係る特定施設又は有害物質貯蔵指定施設について、構造や使用の方法等を変更しようとするときは、法第7条に基づく届出が必要とされる。

一方で、都道府県知事は、それらの届出があった場合において、特定事業場の排出水が排水基準に適合しないと認めるときや特定地下浸透水が有害物質を含むものとして環境省令で定める要件に該当すると認めるとき、又は地下水汚染の未然防止の為に構造基準等として環境省令で定める基準に適合しないと認めるときは、届出を受理した日から60日以内に届出に係る特定施設の構造や使用の方法、汚水等の処理方法に関する計画の変更等を命ずることができる（法第8条）。

令和元年度中における都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の届出関係、計画変更命令等に係る施行状況を表6に示す。法第5条第1項に係る届出数は7,276件、法第5条第2項に係る届出数は1件、法第5条第3項に係る有害物質使用特定施設の届出数は318件、法第5条第3項に係る有害物質貯蔵指定施設の届出数は252件であった。また、法第7条に基づく届出数は4,066件であった。

一方、法第8条に基づく計画変更命令等の適用事例はなかった。

イ 改善命令、一時停止命令及び地下水の浄化措置命令

都道府県知事は、特定事業場からの排出水が排水基準に適合しないおそれがあると認めるときや、環境省令で定める要件に該当する特定地下浸透水を浸透させるおそれがあると認めるときは、期限を定めて特定施設の構造や使用の方法、汚水等の処理方法の改善を命じ、又は特定施設の使用や排出水の排出、特定地下浸透水の浸透の一時停止を命ずることができる（法第13条第1項、法第13条の2第1項）。

また、都道府県知事は、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を設置している者に対して、有害物質を含む水の地下への浸透の防止のための環境省令で定める基準を遵守していないと認めるときは、当該施設の構造、設備若しくは使用の方法の改善を命じ、又は使用の一時停止を命ずることができる（法第13条の3第1項）。

さらに、都道府県知事は、特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場において有害物質に該当する物質を含む水の地下への浸透があったことにより、現に人の健康に係る被害が生じ、

又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該特定事業場の設置者や設置者であった者に対し、相当の期限を定めて、地下水の水質浄化のための措置をとることを命ずることができる（法第 14 条の 3 第 1 項、同第 2 項）。

ただし、鉱山や電気工作物、廃油処理施設については、法第 5 条に基づく特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設置の届出や法第 8 条又は第 8 条の 2 に基づく計画変更命令等の規定は適用されず（法第 23 条第 1 項）、この計画変更命令等について、都道府県知事は、これらの施設や鉱山を管轄する国の行政機関の長に対し、当該規定に相当する措置を執るべきことを要請することができることとされている（法第 23 条第 3 項）。

令和元年度中における都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の改善命令、一時停止命令の発動件数を表 7 に、発動の業種別の内訳を表 8 に示す。

令和元年度における法第 13 条第 1 項に基づく改善命令の件数は 17 件であり、一時停止命令の発動件数は 0 件であった。また、法第 13 条の 2 第 1 項に基づく改善命令の件数は 1 件であり、一時停止命令の件数は 0 件であった。第 13 条の 3 第 1 項に基づく改善命令の件数は 0 件、一時停止命令の件数も 0 件であった。

一方、法第 14 条の 3 第 1 項、同第 2 項に基づく地下水の浄化措置命令の発動件数は 0 件であり、法第 23 条第 3 項に基づき都道府県知事から国の行政機関の長に対してなされた措置の要請件数も 0 件であった。

また、こうした改善命令等の発動までには至らないが、工場、事業場に対して指導や勧告、助言等の行政指導を実施した件数は 8,456 件であり、公共用水域関係では 7,438 件、地下水関係では 1,018 件であった。

ウ 立入検査

都道府県知事は、水質汚濁防止法の施行に必要な限度において、その職員に、特定事業場又は有害物質貯蔵指定施設に立ち入り、特定施設や汚水等の処理施設を始め、特定施設において使用する原料や当該特定事業場敷地内の土壌、地下水等について検査させることができる（法第 22 条第 1 項）。

令和元年度中における都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の立入検査の状況を表 7 に示す。昼間立入が 34,177 件、夜間立入が 519 件で立入件数は計 34,696 件であった。なお、34,696 件のうち、瀬戸内海法上の特定施設を設置する工場、事業場に対する立入件数は 3,376 件であった。

エ 排水基準違反

法第 12 条第 1 項の規定に基づき、排出水を排出する者は、排水基準に適合しない排出水を排出してはならないこととされている。これに違反した場合は、6 か月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処せられる（法第 31 条第 1 項）。

都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の排水基準等違反の件数を表 9、排水基準違反の違反業種別及び違反項目別の内訳を表 10 に示す。

令和元年度における排水基準違反の件数は1事業場であり、違反摘発の契機について見ると、水質汚濁防止法政令市の調査によるものが1件で、海上保安庁の調査によるものは0件であった。

なお、違反業種・施設名は、電気めっき施設であり、違反項目は、六価クロム化合物であった。

オ 事故時の措置及び緊急時の措置

特定施設の破損等により有害物質を含む水等が公共用水域に排出又は地下浸透し、人の健康や生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、特定事業場の設置者は、直ちに当該有害物質を含む水等の排出・浸透防止を図るべく応急措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況と講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない（法第14条の2第1項）。

また、指定施設の破損等により有害物質又は指定物質を含む水が公共用水域に排出又は地下浸透し、人の健康や生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、指定事業場の設置者は、直ちに当該有害物質又は指定物質を含む水等の排出・浸透防止を図るべく応急措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況と講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない（法第14条の2第2項）。

さらに、貯油施設等を設置する者についても、当該貯油施設等の破損等により油を含む水が公共用水域に排出又は地下浸透し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに当該油を含む水の排出・浸透防止を図るべく応急措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況と講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならないとされている（法第14条の2第3項）。

そして、都道府県知事は、特定事業場等の設置者がこれらの応急の措置を講じていないと認めるときは、これらの者に対し、応急の措置を講ずべきことを命ずることができる（法第14条の2第4項）。

令和元年度中における都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の事故時の措置件数を表9に示す。法第14条の2第1項に係る届出数は212件（内訳：公共用水域関係204件、地下水関係8件）であり、法第14条の2第2項に係る届出数は32件（内訳：公共用水域関係25件、地下水関係7件）であり、法第14条の2第3項に係る届出数は205件（内訳：公共用水域関係164件、地下水関係41件）であった。

また、公共用水域において、異常濁水等の事由により水質汚濁が著しくなり、人の健康や生活環境に係る被害が生ずるおそれがある場合には、都道府県知事は、当該公共用水域に排出水を排出する者に対し、排出水の量の減少等の必要な措置をとるべきことを命ずることができるが（法第18条）、令和元年度に発動された緊急時の措置命令は0件であった。

カ 生活排水対策重点地域の指定

平成2年の水質汚濁防止法等の一部改正により、生活排水対策の推進のための制度が設けられた。都道府県知事は、水質環境基準が現に確保されていない等の公共用水域において、生活排水対策の実施を推進することが特に必要であると認めるときは、当該公共用水域の水質汚濁に関係がある区域を生活排水対策重点地域として指定しなければならない(法第14条の8)。

また、生活排水対策重点地域をその区域に含む市町村(生活排水対策推進市町村)は、生活排水処理施設の整備に関する事項や生活排水対策に係る啓発に関する事項について、生活排水対策推進計画を策定しなければならないとされている(法第14条の9)。

令和元年度における生活排水対策重点地域の指定及び変更はなく、令和2年3月末現在、209地域(41都府県333市町村)で指定がされている。

キ 水質総量削減

昭和53年の水質汚濁防止法等の一部改正により、東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海(指定水域)において、化学的酸素要求量(COD)を指定項目として、汚濁負荷量の総量を一定量以下に削減する水質総量削減制度が導入された。また、平成13年12月には、水質汚濁防止法施行令が一部改正となり、指定項目として窒素の含有量及びりん含有量が追加された。

水質総量削減制度では、指定地域内の日平均排水量50m³以上の特定事業場(指定地域内事業場)については、排水基準に加え総量規制基準の遵守が義務づけられている(法第12条の2)。

都道府県知事は、法第5条又は法第7条の届出があった場合において、その届出に係る特定施設が設置される指定地域内事業場について、当該指定地域内事業場から排出される排出水の汚濁負荷量が総量規制基準に適合しないと認めるときは、届出を受理した日から60日以内に届出に係る汚水や廃液の処理方法の改善等の措置を採るべきことを命ずることができる(法第8条の2)。

また、都道府県知事は、汚濁負荷量が総量規制基準に適合しない排出水が排出されるおそれがあると認めるときは、期限を定めて当該指定地域内事業場における汚水や廃液の処理方法の改善等の措置を採るべきことを命ずることができる(法第13条第3項)。

一方で、指定地域内事業場の設置者は、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、汚濁負荷量の測定手法を都道府県知事に届け出ることとなっている(法第14条第3項)。また、指定地域内事業場から排出水を排出する者は、排出水の汚濁負荷量を測定し、記録し、これを保存しなければならない(法第14条第2項)、本規定による記録をせず、又は虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかった者は、30万円以下の罰金に処せられる(法第33条)。

指定地域内事業場数及び水質総量規制に係る施行状況を表11、表12に示す。令和2年3月末現在における指定地域内事業場の数は9,700であり、平成31年3月末時点(9,956)と比較すると事業場数は約3%減少した。指定地域内事業場の指定水域別の内訳を見ると、東京湾1,411(約15%)、伊勢湾3,017(約31%)、瀬戸内海5,272(約54%)であった。また、法

第 14 条第 3 項に係る届出数は 529 件であった。

水質総量規制に関連する罰則の適用は 0 件、法第 13 条第 3 項に基づく改善措置命令も 0 件、法第 13 条の 4 に基づく指導等は 38 件であった。

(2) 瀬戸内海法

ア 許可、措置命令

瀬戸内海法においては、瀬戸内海 13 関係府県のうち、瀬戸内海の水質保全に関係のある区域において工場、事業場から公共用水域に水を排出する者は、特定施設（排出水の一日当たりの最大量が 50m³ 未満である工場、事業場に設置される特定施設等を除く。）を設置しようとするときは、府県知事の許可を受けなければならない（瀬戸内海法第 5 条第 1 項）。また、当該許可を受けた者が、その許可に係る特定施設について構造や使用の方法等を変更しようとするときも、瀬戸内海法第 8 条第 1 項の規定に基づく府県知事の許可が必要とされる。

一方で、府県知事は、瀬戸内海法第 5 条第 1 項の規定に違反して特定施設を設置した者や、瀬戸内海法第 8 条第 1 項の規定に違反して同項に規定する事項を変更した者に対して、当該特定施設の除却や操業の停止等、当該違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を命ずることができる（瀬戸内海法第 11 条）。

瀬戸内海法に基づく許可や措置命令等に係る施行状況を表 13 に示すとともに、措置命令の発動の業種別内訳を表 14 に示す。瀬戸内海法第 5 条第 1 項に係る申請数は 245 件、瀬戸内海法第 8 条第 1 項に係る申請数は 402 件であった。また、瀬戸内海法第 11 条に基づく措置命令は 0 件であった。

イ 自然海浜保全地区の指定

瀬戸内海法において、関係府県は、条例で定めるところにより、瀬戸内海の内海地やこれに面する海面のうち、水際線付近において砂浜、干潟、岩礁その他、これらに類する自然の状態が維持されているものであって、海水浴や潮干狩りなど公衆によって利用されており、かつ、将来にわたってその利用が行われることが適当であると認められる区域を自然海浜保全地区として指定することができる（瀬戸内海法第 12 条の 7）。そして、同地区内において工作物の新築や土地の形質変更、鉱物の掘採等をしようとする者には必要な届出をさせ、関係府県は、当該届出をした者に対して同地区の保全と適正な利用のための必要な勧告又は助言をすることができる（瀬戸内海法第 12 条の 8）。

平成 31 年 1 月～令和元年 12 月における自然海浜保全地区の指定は 0 件、自然海浜保全地区内の工作物の新築等の届出件数も 0 件であった。なお、令和元年 12 月末現在における自然海浜保全地区の指定総数は 91 件となっている。

(3) 湖沼法

ア 湖沼特定施設等の届出関係、計画変更命令等

湖沼法では、指定湖沼において、工場、事業場からの汚濁負荷の流入を極力抑制するため、従来の水質汚濁防止法による排水規制に加え、湖沼特定施設を設置する工場、事業場で一日当たりの平均排水量が50m³以上のものに対し、これを湖沼特定事業場として汚濁負荷量の規制を行うこととしている（湖沼法第7条第1項）。また、湖沼の水質汚濁の原因となる物を発生し、かつ公共用水域に排出している施設であって、湖沼の水質保全上、水質汚濁防止法の排水基準による排水規制により難しい施設については、これを「指定施設」として指定し、この指定施設を設置しようとする者は、都道府県知事に対し届出を行うこととされている（湖沼法第15条第1項）。

一方、湖沼特定施設について、水質汚濁防止法第5条第1項や第7条の規定による届出があった場合において、その届出に係る湖沼特定施設が設置される湖沼特定事業場から排出される排出水の汚濁負荷量が規制基準に適合しないと認めるときは、届出を受理した日から60日以内に当該湖沼特定事業場における汚水や廃液の処理方法の改善等の措置を採るべきことを命ずることができる（湖沼法第8条）。

令和元年度における湖沼特定施設の設置届出の件数（水質汚濁防止法第5条）は、表15に示すように307件であり、湖沼特定施設の構造等の変更届出の件数（水質汚濁防止法第7条）は190件であった。また、指定施設の設置届出及び経過措置の件数（湖沼法第15条及び第16条）は0件であり、指定施設の使用廃止届出の件数（湖沼法第17条第2項）は1件であった。指定施設の構造等の変更届出の件数（湖沼法第17条第1項）は0件であり、湖沼特定事業場に対する計画変更命令等（湖沼法第8条）の適用事例はなかった。

イ 改善命令等

都道府県知事は、湖沼特定事業場において、当該湖沼特定事業場から排出される排出水の汚濁負荷量が規制基準に適合しないおそれがあると認めるときは、期限を定めて当該湖沼特定事業場における汚水や廃液の処理方法の改善等の措置を採るべきことを命ずることができる（湖沼法第10条）。

また、都道府県知事は、指定施設を設置している者が、当該指定施設について都道府県が条例で定める構造や使用の方法に関する基準を遵守していないと認めるときは、期限を定めて当該指定施設の構造や使用の方法を改善すべきことを勧告することができる（湖沼法第20条第1項）。さらには、その勧告に従わないで当該指定施設を使用しているときは、期限を定めて当該指定施設の構造や使用の方法の改善を命ずることができることとされている（湖沼法第20条第2項）。

令和元年度における改善勧告（湖沼法第20条第1項）の件数は0件であり、改善命令（湖沼法第20条第2項）についても0件であった。また、湖沼法第10条に基づく改善命令等の適用事例もなかった。

なお、こうした改善命令等の発動までに至らないが、湖沼特定事業場に対して指導や勧告、

助言等の行政指導を実施した件数は、文書による指導が 112 件、口頭による指導が 80 件で、内容は処理施設の改善が 44 件、その他が 149 件であった（1 件の指導が複数の内容を含む場合があるため、指導件数と指導内容の件数は必ずしも一致しない）。

特定施設又は指定施設を設置する者以外の者への湖沼水質保全計画を達成するために必要な指導等（湖沼法 24 条）の件数は、文書による指導が 3 件、口頭による指導は 0 件であった。

表1 排水量規模別特定事業場数／有害物質貯蔵指定事業場数

区分	全特定事業場数	排水量規模				水質汚濁防止法第5条第3項(②、④以外の有害物質使用特定事業場)	有害物質貯蔵指定事業場(うち有害物質貯蔵指定施設のみ)
		①一日当たりの平均排水量50m ³ 以上の事業場数	②うち有害物質使用特定事業場	③一日当たりの平均排水量50m ³ 未満の事業場数	④うち有害物質使用特定事業場		
A 令和2年3月末現在	260,815 (6)	30,749	3,717 (2)	226,259	10,570 (4)	3,807	3,901 (436)
	水質汚濁防止法上の特定事業場 257,646 (6)	27,803	3,172 (2)	226,036	10,543 (4)	3,807	
	瀬戸内海法上の特定事業場 3,169	2,946	545	223	27		
B 平成31年3月末現在	261,765 (3)	31,195	3,701 (2)	226,631	10,636 (1)	3,939	3,837 (468)
	水質汚濁防止法上の特定事業場 258,523 (3)	28,182	3,175 (2)	226,402	10,607 (1)	3,939	
	瀬戸内海法上の特定事業場 3,242	3,013	526	229	29		
対前年比 A/B	(100%)	(99%)	(100%)	(100%)	(99%)	(97%)	(102%)
	(100%)	(99%)	(100%)	(100%)	(99%)	(97%)	
	(98%)	(98%)	(104%)	(97%)	(93%)		

(注) 1. 括弧内の数字は、特定地下浸透水を浸透させる特定事業場数で内数である。

表2 都道府県・政令市別特定事業場数(1)

		水質汚濁防止法上の特定事業場及び有害物質貯蔵指定事業場数								瀬戸内海法上の特定事業場												
		特定事業場						有害物質貯蔵指定事業場														
		①平均排水量 50m ³ /日以上 の事業場数		②うち 有害物質 使用特定 事業場 (地下 浸透分)		③平均排水量 50m ³ /日未 満の事業場 数		④うち 有害物質 使用特定 事業場 (地下 浸透分)		⑤第5条 第3項 有害物 質使用 事業場	うち有害 物質貯蔵 指定施設 の				①平均排水量 50m ³ /日以上 の事業場数		②うち有害 物質使用 特定事業場		③平均排水量 50m ³ /日未 満の事業場 数		④うち有害 物質使用 特定事業場	
総数										総数		総数										
1	北海道	5,319	1,219	40		4,061	111		39	97	19											
2	青森県	3,760	355	15		3,405	51			7	1											
3	岩手県	4,669	554	41		4,100	97		15	37	4											
4	宮城県	4,360	463	50		3,888	115	(2)	9	32	9											
5	秋田県	2,906	536	39		2,370	73	(1)		12												
6	山形県	3,073	445	55		2,627	129		1	40	1											
7	福島県	5,835	765	151		5,070	221			52	3											
8	茨城県	7,446	798	129		6,632	183		16	140	15											
9	栃木県	7,432	996	71		6,436	168			69	4											
10	群馬県	3,012	592	62		2,404	96		16	35	1											
11	埼玉県	5,833	571	72		5,239	437		23	129	7											
12	千葉県	7,639	709	75		6,911	140		19	93	12											
13	東京都	2,410	87	12		1,297	270		1,026	147	24											
14	神奈川県	3,339	242	39		3,085	125		12	46	1											
15	新潟県	5,377	625	64		4,747	327		5	84	3											
16	富山県	2,528	360	91		2,159	107		9	47	3											
17	石川県	3,239	469	46		2,770	98			35	5											
18	福井県	2,003	310	38		1,692	74		1	39	5											
19	山梨県	4,653	309	39		4,343	159		1	45	13											
20	長野県	10,475	968	85		9,507	298			72	5											
21	岐阜県	7,458	879	108		6,579	153			87	7											
22	静岡県	7,457	981	145	(1)	6,430	127		46	98	13											
23	愛知県	7,931	1,108	219		6,808	334		15	167	18											
24	三重県	7,460	787	36		6,673	121			40	4											
25	滋賀県	2,962	509	89	(1)	2,453	195			84	2											
26	京都府	3,727	224	12		3,503	120			50	4	97	79	17								3
27	大阪府	1,693	89			1,530	187		74	69	10	156	143	25								1
28	兵庫県	6,894	518	94		6,376	432			75	6	281	257	61								6
29	奈良県	2,801	211	8		2,590	129			12		220	212	19								2
30	和歌山県	2,930	314	14		2,616	84			16	1	79	75	6								4
31	鳥取県	1,413	204	8		1,209	47	(1)		8	1											
32	島根県	2,421	265	15		2,156	46			7	1											
33	岡山県	2,686	152			2,532	105		2	41	2	199	186	34								1
34	広島県	3,685	295	5		3,390	94			26	7	226	200	21								4
35	山口県	3,364	210	5		3,103	91		51	67	8	225	224	72								1
36	徳島県	3,495	112			3,376	41		7	23	2	167	152	19								15
37	香川県	2,535	104			2,431	53			27	2	192	169	13								23
38	愛媛県	3,384	162			3,212	53		10	36	6	197	188	35								9
39	高知県	2,276	255	17		2,021	46			6												
40	福岡県	4,019	617	41		3,351	82		51	61	6	44	36	3								8
41	佐賀県	2,300	271	29		2,029	57			33	3											
42	長崎県	5,120	268	35		4,852	64			10												
43	熊本県	2,746	445	29		2,298	67		3	32	1											
44	大分県	4,256	217	2		4,039	29			15	2	147	145	6								2
45	宮崎県	3,163	353	15		2,805	32		5	18	2											
46	鹿児島県	4,798	721	69		4,077	231			21	3											
47	沖縄県	1,686	414	34		1,272	37			5	1											
都道府県計		199,968	22,058	2,243	(2)	176,454	6,336	(4)	1,456	2,392	247	2,230	2,066	331							164	19
政令市計		57,678	5,745	929		49,582	4,207		2,351	1,509	189	939	880	214							59	8
合計		257,646	27,803	3,172	(2)	226,036	10,543	(4)	3,807	3,901	436	3,169	2,946	545							223	27

(注) 表中の有害物質貯蔵指定事業場総数には、特定事業場であり有害物質貯蔵指定施設を設置する事業場を含む。

表2 都道府県・政令市別特定事業場数(2)

		水質汚濁防止法上の特定事業場及び有害物質貯蔵指定事業場数									瀬戸内海法上の特定事業場						
		特定事業場						有害物質貯蔵指定事業場			総数	①平均排水量 50m ³ /日以上の 事業場数	②うち有害 物質使用 特定事業場	③平均排水量 50m ³ /日未満 の事業場数	④うち有害 物質使用 特定事業場		
		総数	①平均排水量 50m ³ /日以上の 事業場数	②うち有害 物質使用特定 事業場 (地下 浸透分)	③平均排水量 50m ³ /日未満 の事業場数	④うち有害 物質使用特定 事業場 (地下 浸透分)	⑤第5条 第3項 有害物 質特 定事 業場	総数	うち有害 物質貯蔵 指定施設 の								
1	札幌市	201	41	1		44	1		116	8	2						
2	函館市	215	41	1		152	4		22								
3	旭川市	192	24	4		136	2		32	3							
4	青森市	531	73	3		453	12		5	3	1						
5	八戸市	324	81	11		235	11		8	8							
6	盛岡市	506	29	5		468	44		9	4							
7	仙台市	922	62	2		830	63		30	14	1						
8	秋田市	357	73	14		278	41		6	10	2						
9	山形市	658	83	7		573	41		2	6							
10	福島市	605	101	14		500	10		4	5	1						
11	郡山市	721	112	25		609	35			4	2						
12	いわき市	576	137	29		439	28			22	4						
13	水戸市	654	51	4		603	27			5							
14	つくば市	575	19	4		542	114		14	23	2						
15	宇都宮市	915	72	9		836	29		7	19	4						
16	前橋市	640	111	12		529	31			4							
17	高崎市	462	69	15		392	38		1	14	2						
18	伊勢崎市	539	113	33		423	20		3	3							
19	太田市	350	100	23		250	42			11	1						
20	さいたま市	843	54	10		760	84		29	15	1						
21	川越市	349	47	17		299	59		3	14	3						
22	熊谷市	467	80	9		387	14			7							
23	川口市	299	18	2		254	53		27	14	7						
24	所沢市	156	17	4		138	20		1	3	1						
25	春日部市	311	20	2		291	12			2	1						
26	草加市	179	21	9		158	16			6							
27	越谷市	325	21	2		304	25			1							
28	千葉市	778	47	6		726	77		5	14							
29	市川市	384	73	8		309	16		2	12	1						
30	船橋市	382	64	5		308	16		10	8	3						
31	松戸市	289	33	5		254	25		2	7							
32	柏市	298	48	5		250	43			8							
33	市原市	469	86	26		378	24		5	37	3						
34	八王子市	413	19	1		385	69		9	2	1						
35	町田市	340	21	2		319	50										
36	横浜市	1,661	80	34		1,475	288		106	77	10						
37	川崎市	626	60	31		475	105		91	72	7						
38	相模原市	682	25	8		656	99		1	12							
39	横須賀市	76	16	11		55	29		5	8							
40	平塚市	299	13	5		283	70		3	15							
41	藤沢市	224	22	11		191	40		11	10	1						
42	小田原市	289	22	7		267	8			3							
43	茅ヶ崎市	92	7	3		79	18		6	8	1						
44	厚木市	265	9	3		252	45		4	6							
45	大和市	101	8	2		93	26			1							
46	新潟市	1,425	136	12		1,281	108		8	21	3						
47	長岡市	707	69	5		636	40		2	7	2						
48	上越市	933	102	19		831	23			23							
49	富山市	891	183	55		701	33		7	33	2						
50	金沢市	632	93	19		539	53			1							
51	福井市	381	97	15		279	27		5	14							
52	甲府市	297	49	14		230	32		18	3	2						
53	長野市	1,275	143	35		1,132	108										
54	松本市	605	45	11		557	34		3	5							
55	岐阜市	660	64	10		595	34		1	6							

(注) 表中の有害物質貯蔵指定事業場総数には、特定事業場であり有害物質貯蔵指定施設を設置する事業場を含む。

表2 都道府県・政令市別特定事業場数（3）

	特定事業場	水質汚濁防止法上の特定事業場及び有害物質貯蔵指定事業場数							瀬戸内海法上の特定事業場									
		総数	①平均排水量50m ³ /日以上の事業場数			②うち有害物質使用特定事業場(地下浸透分)			⑤第5条第3項有害物質使用事業場	有害物質貯蔵指定事業場	うち有害物質貯蔵指定施設の数	総数	①平均排水量50m ³ /日以上の事業場数			②うち有害物質使用特定事業場		
			③平均排水量50m ³ /日未満の事業場数	④うち有害物質使用特定事業場(地下浸透分)	⑥第5条第3項有害物質使用事業場	③平均排水量50m ³ /日未満の事業場数	④うち有害物質使用特定事業場(地下浸透分)	⑦平均排水量50m ³ /日未満の事業場数					⑧うち有害物質使用特定事業場					
56	静岡市	1,127	122	21		969	51		36	13	1							
57	浜松市	943	132	41		740	35		71	19	4							
58	沼津市	929	88	19		841	16			35	6							
59	富士市	670	144	16		514	9		12	12	1							
60	名古屋市	568	72	13		343	71		153	57	9							
61	豊橋市	672	90	20		576	28		6	8	1							
62	岡崎市	357	58	7		299	27			6								
63	一宮市	408	57	3		346	43		5	4								
64	春日井市	454	71	12		383	43			15	1							
65	豊田市	869	127	29		741	25		1	14	2							
66	四日市市	891	110	17		781	17			36	1							
67	大津市	386	41	11		345	33			5								
68	京都市	982	7	1		847	71		128	25	4	19	17	2			2	
69	大阪市	691	13			57	32		621	85	16	11	11	6				
70	堺市	301	17			258	63		26	41	6	57	56	22			1	
71	岸和田市	192	8			175	44		9	7	1							
72	豊中市	87	2			68	20		17	10	2							
73	吹田市	82	2			56	10		24	7								
74	高槻市	112	2			103	17		7	4		8	7	1			1	
75	枚方市	240	37	13		202	26		1	7		12	12	4				
76	茨木市	119	1			110	40		8	4								
77	八尾市	275	5			244	50		26	4	3	3	3	1				
78	寝屋川市	120	1			114	20		5	2	1	1	1					
79	東大阪市	166	2			86	9		78	7	2	5	5	1				
80	神戸市	855	38			769	207		48	53	9	50	48	11			2	
81	姫路市	371	41			318	24		12	22	3	56	51	9			5	1
82	尼崎市	119	4			57	8		58	37	7	18	16	9			2	2
83	明石市	62	7			47	5		8	8		15	15	3				
84	西宮市	162	3			158	2		1	6	1	11	9	1			2	
85	加古川市	215	9			203			3	11	1							
86	宝塚市	110				110	3			1								
87	奈良市	310	17			288	16		5	2		23	20	2			3	
88	和歌山市	745	63	4		671	31		11	16	5	74	70	7			4	
89	鳥取市	865	105	6		760	33			1								
90	松江市	457	55	2		402	19			2								
91	岡山市	1,026	73			936	46		17	21	4	79	74	14			5	
92	倉敷市	556	13			543	38			30	2	107	103	28			4	
93	広島市	978	30			909	61		39	35	1	34	30	7			4	
94	呉市	581	27			551	37		3	2		14	13	3			1	1
95	福山市	675	23			646	56		6	12	1	47	40	6			7	
96	下関市	572	11			561				7		40	38	14			2	
97	徳島市	683	60			616	13		7			47	44	8			3	1
98	高松市	1,037	25			1,001	42		11	9		41	36	5			5	1
99	松山市	633	27			599	36		7	5		65	61	8			4	1
100	高知市	666	95	17		569	12		2	4	1							
101	北九州市	250	8			151	17		91	58	7	48	48	25				
102	福岡市	363	26	3		217	3		120	13	5							
103	久留米市	341	40	3		299	8		2	2	2							
104	佐賀市	468	54	5		413	29		1	7								
105	長崎市	666	47			619	36			6	2							
106	佐世保市	518	63	4		438	13		17	4								
107	熊本市	1,085	85	13		1,000	44			11								
108	大分市	887	45			839	48		3	22	1	54	52	17			2	1
109	宮崎市	766	74	7		692	23			6	1							
110	鹿児島市	621	58	2		549	80		14	28	4							
111	那覇市	48	6	1		34	1		8									
政令市計		57,678	5,745	929		49,582	4,207		2,351	1,509	189	939	880	214			59	8

(注) 表中の有害物質貯蔵指定事業場総数には、特定事業場であり有害物質貯蔵指定施設を設置する事業場を含む。

表3 指定湖沼別湖沼特定事業場数等(1)

号 番 号	釜 戸 野 水 池	八 郎 湖			震 ケ 浦				印 旛 沼			手 賀 沼			諏 訪 湖	野 尻 湖	琵琶 湖				中 海			宍 道 湖		児 島 湖			総 数
	宮 城 県	秋 田 県	秋 田 市	栃 木 県	千 葉 県	茨 城 県	つく ば 市	千 葉 県	千 葉 市	船 橋 市	千 葉 県	松 戸 市	柏 市	長 野 県	長 野 県	滋 賀 県	大 津 市	京 都 府	京 都 市	鳥 取 県	島 根 県	松 江 市	島 根 県	松 江 市	岡 山 県	岡 山 市	倉 敷 市		
1																													
1の2							19	1			1					2							1						26
2							8	1	6	1			1		2	1												21	
3							2		1					5	2					10								20	
4							12		1	1					10					2								26	
5			1				7		1						1													10	
6																													
7																1												1	
8							1																				1	2	
9							1																					1	
10			1				7		3				1	1	7													20	
11															1													1	
12							1																					1	
13																													
14																													
15																													
16							2			1					4											1		8	
17							6								1													7	
18																													
18の2							2		1												1							4	
18の3																													
19													1		27	1								1				30	
20																													
21															1													1	
21の2																													
21の3																													
21の4																													
22															1													1	
23															1	1	1									1		3	
23の2							1								1													2	
24																													
26							1																					1	
27							1																					1	
28							1																					1	
29																													
30																													
31																													
32																													
33							2		1						5													8	
34																													
35																													
36																													
37																													
38																													
38の2																													
39																													
40																													
41																													
42																													
43																													
44																													
45																													
46							1								5													6	
47							1		1						2													5	

表3 指定湖沼別湖沼特定事業場数等(2)

号 番 号	釜戸野水池		八郎湖				震ヶ浦				印旛沼			手賀沼			諏訪野湖		琵琶湖				中海			宍道湖		児島湖			総 数
	宮 城 県	秋 田 県	秋 田 市	栃 木 県	千 葉 県	茨 城 県	つく ば 市	千 葉 県	千 葉 市	船 橋 市	千 葉 県	松 戸 市	柏 市	長 野 県	長 野 県	滋 賀 県	大 津 市	京 都 府	京 都 市	鳥 取 県	島 根 県	松 江市	島 根 県	松 江市	岡 山 県	岡 山 市	倉 敷 市				
48																													1		
49																															
50																															
51																															
51の2																															
51の3																															
52																															
53																															
54																															
55																															
56																															
57																															
58																															
59																															
60																															
61																															
62																															
63																															
63の2																															
63の3																															
64																															
64の2																															
65																															
66																															
66の2																															
66の3																															
66の4																															
66の5																															
66の6																															
66の7																															
66の8																															
67																															
68																															
68の2																															
69																															
69の2																															
69の3																															
70																															
70の2																															
71																															
71の2																															
71の3																															
71の4																															
71の5																															
71の6																															
72																															
73																															
74																															
みなし指定地域特定施設1																															
みなし指定地域特定施設2																															
湖沼特定事業場数																															
指定施設1																															
指定施設2																															
指定施設計																															
準用指定施設																															
総計																															

(注) 1. 番号は、水質汚濁防止法施行令別表第一の番号である。
 2. みなし指定地域特定施設は、湖沼水質保全特別措置法施行令第5条第1号及び第2号に示すものである。
 3. 指定施設は、湖沼水質保全特別措置法施行令第6条第1号及び第2号に示すものである。
 4. 準用指定施設は、湖沼水質保全特別措置法施行令第10条に示すものである。

表4 特定事業場の上位10業種

順位	業種・施設名	事業場数 (構成比)	一日当たりの平均排水量 50m ³ 以上の事業場数	一日当たりの平均排水量 50m ³ 未満の事業場数
1	旅館業(66の3)	65,996 (25%)	4,188	61,808
2	自動式車両洗浄施設(71)	32,176 (12%)	95	32,081
3	畜産農業(1の2)	25,712 (10%)	420	25,292
4	洗濯業(67)	19,936 (8%)	486	19,450
5	豆腐・煮豆製造業(17)	10,542 (4%)	255	10,287
6	し尿処理施設(72)	10,518 (4%)	9,014	1,504
7	し尿浄化槽(201人以上500人以下) (指定地域特定施設)	9,666 (4%)	2,005	7,661
8	水産食料品製造業(3)	8,244 (3%)	669	7,575
9	酸・アルカリ表面処理施設(65)	5,891 (2%)	1,289	4,602
10	科学技術に関する研究・試験・ 検査を行う事業場(71の2)	4,993 (2%)	477	4,516
総計		193,674 (74%)	18,898	174,776

- (注) 1. 業種・施設名の欄における括弧内の数字は、水質汚濁防止法施行令別表第一の号番号である。
 2. 構成比は、全特定事業場に占める割合を表す。
 3. 水質汚濁防止法第5条3項の規定に基づく有害物質使用特定事業場は、この表には含まれていない。

表5 特定事業場の業種別内訳（1）

号 番号	業 種 ・ 施 設 名	総 数	①			③		
			平均排水量 50m ³ /日以上の 事業場数	②うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	平均排水量 50m ³ /日未満の 事業場数	④うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)		
1	鉍業・水洗炭業	(水)	156	61	8	95		
		(瀬)	13	9	7	4		
			169	70	15	99		
1 の 2	畜産農業	(水)	25,702	411	9	25,291	14	
		(瀬)	10	9		1		
			25,712	420	9	25,292	14	
2	畜産食料品製造業	(水)	2,944	541	62	2,403	21	
		(瀬)	78	78	11			
			3,022	619	73	2,403	21	
3	水産食料品製造業	(水)	8,183	608		7,575		
		(瀬)	61	61	2			
			8,244	669	2	7,575		
4	保存食料品製造業	(水)	4,824	491	5	4,333	1	
		(瀬)	57	55	1	2		
			4,881	546	6	4,335	1	
5	みそ・しょう油グルタミン酸 ソーダ食酢等の製造業	(水)	3,245	155	9	3,090	3	
		(瀬)	26	25	3	1		
			3,271	180	12	3,091	3	
6	小麦粉製造業	(水)	10			10		
		(瀬)						
			10			10		
7	砂糖製造業	(水)	64	42	1	22		
		(瀬)	5	5				
			69	47	1	22		
8	パン・菓子製造業	(水)	1,026	41		985		
		(瀬)	14	13		1		
			1,040	54		986		
9	米菓・こうじ製造業	(水)	562	60		502		
		(瀬)	1	1				
			563	61		502		
10	飲料製造業	(水)	4,067	468	52	3,599	24	
		(瀬)	57	55	10	2		
			4,124	523	62	3,601	24	
11	動物系飼料有機質肥料製造業	(水)	568	90	3	478	16	
		(瀬)	5	5				
			573	95	3	478	16	
12	動植物油脂製造業	(水)	317	50	1	267	11	
		(瀬)	16	16	2			
			333	66	3	267	11	
13	イースト製造業	(水)	4	2		2		
		(瀬)						
			4	2		2		
14	でん粉・化工でん粉製造業	(水)	87	55		32		
		(瀬)	4	4				
			91	59		32		

表5 特定事業場の業種別内訳（2）

号 番 号	業 種 ・ 施 設 名	総 数	①		②		③		④	
			平均排水量 50m ³ /日以上の 事業場数	平均排水量 50m ³ /日未満の 事業場数	うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	平均排水量 50m ³ /日未満の 事業場数	うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	平均排水量 50m ³ /日未満の 事業場数	うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)
15	ぶどう糖・水あめ製造業	(水)	51	12	1		39			
		(瀬)	1	1						
			52	13	1		39			
16	麵 類 製 造 業	(水)	2,743	99			2,644			
		(瀬)	20	20						
			2,763	119			2,644			
17	豆腐・煮豆製造業	(水)	10,511	225	1		10,286			
		(瀬)	31	30			1			
			10,542	255	1		10,287			
18	インスタントコーヒー製造業	(水)	19	4			15			
		(瀬)	1	1						
			20	5			15			
18 の 2	冷凍調理食品製造業	(水)	558	133			425			
		(瀬)	40	40						
			598	173			425			
18 の 3	たばこ製造業	(水)	8	2			6			
		(瀬)								
			8	2			6			
19	紡績業・繊維製品製造業	(水)	1,876	266	52		1,610	107		
		(瀬)	131	129	10		2			
			2,007	395	62		1,612	107		
20	洗 毛 業	(水)	13	2			11	2		
		(瀬)								
			13	2			11	2		
21	化学繊維製造業	(水)	64	20	8		44	8		
		(瀬)	14	14	8					
			78	34	16		44	8		
21 の 2	一般製材業・木材チップ製造業	(水)	125	3			122			
		(瀬)								
			125	3			122			
21 の 3	合 板 製 造 業	(水)	229	14			215	1		
		(瀬)								
			229	14			215	1		
21 の 4	パーティクルボード製造業	(水)	19	1			18			
		(瀬)	1	1						
			20	2			18			
22	木 材 薬 品 処 理 業	(水)	332	6	4		326	44		
		(瀬)								
			332	6	4		326	44		
23	パルプ・紙・紙加工品製造業	(水)	603	291	23		312	4		
		(瀬)	82	82	7					
			685	373	30		312	4		
23 の 2	新聞業・出版業・印刷業・製版業	(水)	1,498	28	6		1,470	195		
		(瀬)	3	3	2					
			1,501	31	8		1,470	195		

表5 特定事業場の業種別内訳（3）

号 番号	業 種 ・ 施 設 名	総 数	①			③		
			平均排水量 50m ³ /日以上の 事業場数	②うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)		平均排水量 50m ³ /日未満の 事業場数	④うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	
24	化学肥料製造業	(水)	53	16	12		37	10
		(瀬)	10	10	7			
			63	26	19		37	10
26	無機顔料製造業	(水)	31	16	9		15	3
		(瀬)	17	17	8			
			48	33	17		15	3
27	その他無機化学工業製品製造業	(水)	436	155	91		281	115
		(瀬)	76	76	48			
			512	231	139		281	115
28	アセチレン誘導品製造業	(水)	28	8			20	1
		(瀬)	2	2				
			30	10			20	1
29	コーラタール製品製造業	(水)	3				3	1
		(瀬)	4	4	3			
			7	4	3		3	1
30	発 酵 工 業	(水)	44	15	6		29	2
		(瀬)	2	2				
			46	17	6		29	2
31	メタン誘導品製造業	(水)	11	5	3		6	4
		(瀬)	1	1	1			
			12	6	4		6	4
32	有機顔料・合成染料製造業	(水)	42	15	11		27	6
		(瀬)	7	7	4			
			49	22	15		27	6
33	合 成 樹 脂 製 造 業	(水)	287	120	51		167	32
		(瀬)	37	36	16		1	
			324	156	67		168	32
34	合 成 ゴ ム 製 造 業	(水)	16	8	7		8	1
		(瀬)	2	2	2			
			18	10	9		8	1
35	有機ゴム薬品製造業	(水)	10	6	6		4	
		(瀬)	4	4	1			
			14	10	7		4	
36	合 成 洗 剤 製 造 業	(水)	17	4	3		13	7
		(瀬)	2	2	1			
			19	6	4		13	7
37	そ の 他 石 油 化 学 工 業	(水)	63	23	14		40	11
		(瀬)	26	26	19			
			89	49	33		40	11
38	石 け ん 製 造 業	(水)	28				28	
		(瀬)	3	3	1			
			31	3	1		28	

(注) 「25 水性ソーダ・水性カリ製造業」については、平成29年8月16日に水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令が施行されたことに伴い、同日より水質汚濁防止法の特定施設から削除されている。

表5 特定事業場の業種別内訳（4）

号 番 号	業 種 ・ 施 設 名	総 数	①			③		
			平均排水量 50m ³ /日以上の 事業場数	②うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)		平均排水量 50m ³ /日未満の 事業場数	④うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	
38 の 2	界 面 活 性 剤 製 造 業	(水)	2				2	
		(瀬)	2				2	
39	硬 化 油 製 造 業	(水)	7	1	1		6	
		(瀬)	7	1	1		6	
40	脂 肪 酸 製 造 業	(水)	10	2			8	1
		(瀬)	1	1				
			11	3			8	1
41	香 料 製 造 業	(水)	50	9	4		41	6
		(瀬)	2	2	1			
			52	11	5		41	6
42	ゼ ラ チ ン ・ に か わ 製 造 業	(水)	7	2	1		5	
		(瀬)	1	1				
			8	3	1		5	
43	写 真 感 光 材 料 製 造 業	(水)	10	4	2		6	1
		(瀬)	1	1	1			
			11	5	3		6	1
44	天 然 樹 脂 製 品 製 造 業	(水)	5	2			3	
		(瀬)	1	1				
			6	3			3	
45	木 材 化 学 工 業	(水)	1				1	
		(瀬)						
			1				1	
46	そ の 他 有 機 化 学 工 業 製 品 製 造 業	(水)	464	159	102		305	87
		(瀬)	51	49	26		2	1
			515	208	128		307	88
47	医 薬 品 製 造 業	(水)	368	166	85		202	76
		(瀬)	29	28	14		1	
			397	194	99		203	76
48	火 薬 製 造 業	(水)	7	3	2		4	3
		(瀬)	4	4	3			
			11	7	5		4	3
49	農 薬 製 造 業	(水)	28	8	5		20	13
		(瀬)	4	4	4			
			32	12	9		20	13
50	有 害 物 質 含 有 試 薬 製 造 業	(水)	10	2	1		8	6
		(瀬)						
			10	2	1		8	6
51	石 油 精 製 業	(水)	23	15	7		8	1
		(瀬)	14	14	6			
			37	29	13		8	1
51 の 2	自 動 車 用 タ イ ヤ ・ チ ュ ー プ ・ ゴ ム ホ ー ス ・ 工 業 用 ゴ ム 製 品 製 造 業	(水)	119	40	19		79	12
		(瀬)	18	18	8			
			137	58	27		79	12

表5 特定事業場の業種別内訳（5）

号 番 号	業 種 ・ 施 設 名	総 数	①		②		③	
			平均排水量 50m ³ /日以上の 事業場数	平均排水量 50m ³ /日未満の 事業場数	うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)		
51 の 3	医療用・衛生用ゴム製品、ゴム手袋・糸ゴム・ゴムバンド（ラテックス成形型）製造業	(水)	15	5	1		10	2
		(瀬)	15	5	1		10	2
52	皮 革 製 造 業	(水)	142	8	4		134	24
		(瀬)	142	8	4		134	24
53	ガラス・ガラス製品製造業	(水)	673	103	77	(1)	570	227
		(瀬)	5	5	3		570	227
54	セメント製品製造業	(水)	2,299	48	4		2,251	48
		(瀬)	10	7	3		3	2
55	生コンクリート製造業	(水)	4,732	365	3		4,367	107
		(瀬)	12	11			1	
56	有機質砂かべ材製造業	(水)	25				25	6
		(瀬)	25				25	6
57	人造黒鉛電極製造業	(水)	6	5			1	1
		(瀬)	1	1			1	1
58	窯業原料精製業	(水)	659	59	23		600	44
		(瀬)	5	5	1		600	44
59	砕 石 業	(水)	751	69			682	3
		(瀬)	8	6	1		2	
60	砂 利 採 取 業	(水)	1,594	145			1,449	3
		(瀬)	9	7			2	
61	鉄 鋼 業	(水)	220	82	30		138	7
		(瀬)	43	43	24		138	7
62	非鉄金属製造業	(水)	236	70	48		166	77
		(瀬)	18	18	14		166	77
63 の 2	自動式洗びん施設	(水)	2,485	469	313		2,016	503
		(瀬)	58	55	36		3	2
63 の 3	石炭火力発電の廃ガス洗浄施設	(水)	2,543	524	349		2,019	505
		(瀬)	38	4			34	
63 の 3	石炭火力発電の廃ガス洗浄施設	(水)	49	32	9		17	
		(瀬)	20	20	11		17	

表5 特定事業場の業種別内訳（6）

号 番 号	業 種 ・ 施 設 名	総 数	①		②		③	
			平均排水量 50m ³ /日以上の 事業場数	平均排水量 50m ³ /日未満の 事業場数	うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)		
64	ガス供給業・コークス製造業	(水)	13	3			10	
		(瀬)	5	3	3		2	
			18	6	3		12	
64 の 2	水道・工業用水道施設	(水)	687	254	15		433	17
		(瀬)	56	43	2		13	
			743	297	17		446	17
65	酸・アルカリ表面処理施設	(水)	5,733	1,137	777		4,596	1,852
		(瀬)	158	152	104		6	3
			5,891	1,289	881		4,602	1,855
66	電気めっき施設	(水)	1,607	428	403		1,179	999
		(瀬)	29	28	24		1	1
			1,636	456	427		1,180	1,000
66 の 2	エチレンオキサイド又は 1・4-ジオキサンの混合施設	(水)	122	3			119	7
		(瀬)	4	4				
			126	7			119	7
66 の 3	旅館業	(水)	65,566	3,831	26		61,735	14
		(瀬)	430	357			73	1
			65,996	4,188	26		61,808	15
66 の 4	共同調理場	(水)	1,108	231			877	1
		(瀬)	38	37			1	
			1,146	268			878	1
66 の 5	弁当仕出屋・弁当製造業	(水)	1,051	290			761	5
		(瀬)	60	58	2		2	
			1,111	348	2		763	5
66 の 6	飲食店	(水)	2,753	717	8		2,036	
		(瀬)	241	197			44	
			2,994	914	8		2,080	
66 の 7	そば店・うどん店 ・すし店・喫茶店	(水)	63	12			51	
		(瀬)	2	2				
			65	14			51	
66 の 8	料亭・バー・キャバレー・ ナイトクラブ	(水)	46				46	
		(瀬)	4	4				
			50	4			46	
67	洗濯業	(水)	19,884	435	41		19,449	1,170
		(瀬)	52	51	2		1	
			19,936	486	43		19,450	1,170
68	写真現像業	(水)	4,864	7	3		4,857	859
		(瀬)	6	4	2		2	1
			4,870	11	5		4,859	860
68 の 2	病院	(水)	889	344	63		545	113
		(瀬)	76	75	7		1	
			965	419	70		546	113
69	と畜・死亡獣畜取扱業	(水)	196	109	2		87	1
		(瀬)	10	10				
			206	119	2		87	1

表5 特定事業場の業種別内訳（7）

号 番 号	業 種 ・ 施 設 名	総 数	①			③			
			平均排水量 50m ³ /日以上の 事業場数	②うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)		平均排水量 50m ³ /日未満の 事業場数	④うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)		
69 の 2	中 央 卸 売 市 場	(水)	25	7			18		
		(瀬)	3	3					
			28	10			18		
69 の 3	地 方 卸 売 市 場	(水)	106	45			61		
		(瀬)	3	3					
			109	48			61		
70	廃 油 処 理 施 設	(水)	24	3			21		
		(瀬)	3	3					
			27	6			21		
70 の 2	自動車分解整備事業の洗車施設	(水)	786	7			779	5	
		(瀬)							
			786	7			779	5	
71	自 動 式 車 両 洗 浄 施 設	(水)	32,161	81	1		32,080	14	
		(瀬)	15	14			1		
			32,176	95	1		32,081	14	
71 の 2	科学技術に関する研究・試験・ 検査を行う事業場	(水)	4,908	411	265	(1)	4,497	2,459	(4)
		(瀬)	85	66	37		19	16	
			4,993	477	302	(1)	4,516	2,475	(4)
71 の 3	一般廃棄物処理施設である 焼 却 施 設	(水)	906	51	12		855	100	
		(瀬)	11	9	2		2		
			917	60	14		857	100	
71 の 4	産 業 廃 棄 物 処 理 施 設	(水)	470	69	19		401	73	
		(瀬)	9	8	3		1		
			479	77	22		402	73	
71 の 5	トリクロロエチレン等による 洗 浄 施 設 (前各号に該当するものを除く)	(水)	915	42	39		873	844	
		(瀬)	6	6	6				
			921	48	45		873	844	
71 の 6	トリクロロエチレン等の 蒸 留 施 設 (前各号に該当するものを除く)	(水)	47	7	7		40	37	
		(瀬)	1	1	1				
			48	8	8		40	37	
72	し 尿 処 理 施 設	(水)	9,879	8,399	80		1,480	20	
		(瀬)	639	615	8		24		
			10,518	9,014	88		1,504	20	
73	下 水 道 終 末 処 理 施 設	(水)	2,166	2,123	156		43	2	
		(瀬)							
			2,166	2,123	156		43	2	
74	特定事業場からの排水処理施設	(水)	686	303	43		383	42	
		(瀬)	43	42	12		1		
			729	345	55		384	42	
-	し尿浄化槽（201人以上500人以下） （指定地域特定施設）		9,666	2,005	13		7,661	7	
			9,666	2,005	13		7,661	7	
合 計		(水)	253,839	27,803	3,172	(2)	226,036	10,543	(4)
		(瀬)	3,169	2,946	545		223	27	
			257,008	30,749	3,717	(2)	226,259	10,570	(4)

- (注) 1. 号番号は、水質汚濁防止法施行令別表第一の号番号である。
 2. 特定事業場数の欄中、上段は水質汚濁防止法に係るもの、中段は瀬戸内海法に係るもの、
 下段は両者の合計である。
 3. 水質汚濁防止法第5条3項の規定に基づく有害物質使用特定事業場は、この表には含まれていない。

表6 届出関係、計画変更命令等(1)

水質汚濁防止法

		第5条の届出					第7条届出	第8条に基づく 計画変更命令等			第6条第1項出	第10条届出			第11条届出
		第1項	第2項	第3項		計		第5条関係	第7条関係	計		氏名等変更	使用廃止	計	
				有害物質 使用特定 施設	有害物質 貯蔵指定 施設										
1	北海道	104		1	1	106	89				2	179	99	278	31
2	青森県	40				40	21					61	29	90	6
3	岩手県	133			1	134	43					123	74	197	22
4	宮城県	95		1	1	97	100					156	57	213	34
5	秋田県	90			5	95	32					91	93	184	42
6	山形県	115		2	3	120	73					92	99	191	26
7	福島県	111		5		116	60				2	95	56	151	11
8	茨城県	216		7	10	233	108					225	178	403	36
9	栃木県	132		2	3	137	66					126	62	188	31
10	群馬県	67		4	2	73	61				4	108	65	173	12
11	埼玉県	209		1	11	221	74				2	265	239	504	57
12	千葉県	155		2	6	163	110				1	292	116	408	40
13	東京都	83		35	6	124	55				9	198	192	390	38
14	神奈川県	99			1	100	46					77	85	162	15
15	新潟県	93			5	98	77					128	119	247	30
16	富山県	81			1	82	32					61	51	112	5
17	石川県	60			4	64	63					78	78	156	24
18	福井県	96		5	4	105	20					52	63	115	14
19	山梨県	126		7	3	136	49					87	53	140	33
20	長野県	153		5	1	159	72					174	84	258	52
21	岐阜県	171		1	11	183	58					139	96	235	30
22	静岡県	97		1	6	104	86					171	99	270	31
23	愛知県	328		2	14	344	275				2	402	409	811	71
24	三重県	172			3	175	80					197	95	292	31
25	滋賀県	184		2	5	191	133					158	101	259	23
26	京都府	123			3	126	31					83	63	146	23
27	大阪府	141		6	4	151	80				3	99	91	190	32
28	兵庫県	66			7	73	54					117	105	222	16
29	奈良県	29				29	2					18	20	38	4
30	和歌山県	200			3	203	28					47	83	130	23
31	鳥取県	36	1			37	21					51	65	116	29
32	島根県	102			1	103	36					83	123	206	22
33	岡山県	55		2	3	60	21					57	51	108	9
34	広島県	106			3	109	13					64	58	122	6
35	山口県	46		4	6	56	34					69	36	105	19
36	徳島県	59				59	33				1	49	30	79	14
37	香川県	137				137	24					81	112	193	21
38	愛媛県	54			3	57	39					53	39	92	6
39	高知県	58				58	11					52	47	99	17
40	福岡県	78		12		90	90				1	164	78	242	53
41	佐賀県	71		2	2	75	42					57	45	102	21
42	長崎県	106		1		107	60					94	102	196	17
43	熊本県	108		4	2	114	18					75	20	95	11
44	大分県	176			1	177	13					77	73	150	24
45	宮崎県	72				72	48					79	39	118	6
46	鹿児島県	89			1	90	49					116	70	186	20
47	沖縄県	91		1		92	16					50	18	68	9
都道府県計		5,213	1	115	146	5,475	2,646				27	5,370	4,060	9,430	1,147
政令市計		2,063		203	106	2,372	1,420				38	2,796	2,201	4,997	337
合計		7,276	1	318	252	7,847	4,066				65	8,166	6,261	14,427	1,484

表6 届出関係、計画変更命令等(2)

水質汚濁防止法

		第5条の届出					第7条届出	第8条に基づく計画変更命令等			第6条第1届出	第10条届出			第11条届出
		第1項	第2項	第3項		計		第5条関係	第7条関係	計		氏名等変更	使用廃止	計	
				有害物質使用特定施設	有害物質貯蔵指定施設										
1	札幌市	2		6		8	8					17	13	30	
2	函館市	1				1	2					7		7	1
3	旭川市	4				4	2					5	1	6	1
4	青森市	10				10	2					19	5	24	1
5	八戸市	7		2		9	13					14	10	24	1
6	盛岡市	19				19	2					26	13	39	1
7	仙台市	44		3		47	29					75	88	163	28
8	秋田市	18		1		19	8					29	18	47	2
9	山形市	9			1	10	5					20	10	30	1
10	福島市	7		1		8	6					11	65	76	2
11	郡山市	32			2	34	23					37	18	55	
12	いわき市	38		1	3	42	33			4		54	34	88	9
13	水戸市	3		1		4	2					3		3	
14	つくば市	92		3	3	98	46					30	94	124	1
15	宇都宮市	33				33	20					33	27	60	2
16	前橋市	18		2		20	7					34	13	47	1
17	高崎市	26				26	4					31	20	51	4
18	伊勢崎市	8				8	6					30	14	44	1
19	太田市	10				10	6					16	13	29	
20	さいたま市	22		2		24	5					28	17	45	2
21	川越市	1				1	21					31	1	32	6
22	熊谷市	3				3	2					22	5	27	1
23	川口市	11			3	14	5			3		26	32	58	1
24	所沢市	5		2		7	3					17	5	22	5
25	春日部市	7				7	1					3	3	6	1
26	草加市						6					10	3	13	
27	越谷市	8				8	1					8	4	12	1
28	千葉市	33			2	35	17			1		45	11	56	5
29	市川市	8			2	10	7					45	15	60	4
30	船橋市	11		3	1	15	11					43	22	65	1
31	松戸市	4				4	4					21	9	30	1
32	柏市	24		1		25	6					11	14	25	2
33	市原市	12			3	15	8			3		43	14	57	6
34	八王子市	21		1	2	24	6					27	18	45	4
35	町田市	19				19	1					29	19	48	14
36	横浜市	88		8	5	101	92					95	99	194	25
37	川崎市	45		15	5	65	50					48	38	86	5
38	相模原市	17				17	21					38	24	62	2
39	横須賀市	2				2	3					12	10	22	1
40	平塚市	22				22	25					25	19	44	2
41	藤沢市	32		2	1	35	9					14	15	29	2
42	小田原市	12				12	1					7	8	15	
43	茅ヶ崎市	14				14	2					5	11	16	1
44	厚木市	15				15	12					14	13	27	1
45	大和市	5				5	3					8	2	10	
46	新潟市	27				27	12					44	22	66	3
47	長岡市	10				10	6					18	7	25	2
48	上越市	22		1	1	24	24					9	7	16	2
49	富山市	32			4	36	15					21	18	39	3
50	金沢市	32				32	3					49	15	64	
51	福井市	17			2	19	9					21	9	30	2
52	甲府市	5				5	2					8	4	12	1
53	長野市	20				20	23					28	6	34	3
54	松本市	28				28	12					28	24	52	5
55	岐阜市	26				26	12			1		47	53	100	8

表6 届出関係、計画変更命令等(3)

水質汚濁防止法

	第5条の届出					第7条届出	第8条に基づく 計画変更命令等			第6条第1項出	第10条届出			第11条届出	
	第1項	第2項	第3項		計		第5条関係	第7条関係	計		氏名等 変更	使用 廃止	計		
			有害物質 使用特定 施設	有害物質 貯蔵指定 施設											
56	静岡市	13		3	2	18	13				5	16	27	43	1
57	浜松市	23		13	1	37	50					39	42	81	9
58	沼津市	3				3	11					21	5	26	1
59	富士市	12		4		16	34					18	15	33	1
60	名古屋	29		4	6	39	38				4	52	34	86	1
61	豊橋市	14		1	2	17	18					32	14	46	6
62	岡崎市	25		1		26	8					50	47	97	4
63	一宮市	13				13	6					33	22	55	4
64	春日井市	14			1	15	10					41	12	53	2
65	豊田市	56			2	58	51					47	71	118	3
66	四日市市	28			7	35	30					33	21	54	3
67	大津市	38				38	9					10	14	24	1
68	京都市	43		25	3	71	22				6	31	41	72	6
69	大阪市	5		24	3	32	23				7	72	51	123	7
70	堺市	7		7	4	18	13					28	10	38	4
71	岸和田市	4				4					1	6	4	10	2
72	豊中市	7		2		9	2					11	9	20	1
73	吹田市	66		10	1	77	46					11	57	68	
74	高槻市	12				12	18					12	18	30	1
75	枚方市	16		1		17	13					20	13	33	1
76	茨木市	16		2		18	10					9	21	30	2
77	八尾市	3		1		4	4					7	8	15	3
78	寝屋川市	3				3	1					6	9	15	2
79	東大阪市			5	1	6	2						4	4	
80	神戸市	48		1		49	11					41	44	85	4
81	姫路市	19			1	20	21					24	28	52	4
82	尼崎市	3		10	3	16	10				1	25	11	36	2
83	明石市	14		4	2	20	7					28	16	44	3
84	西宮市	15				15						16	9	25	
85	加古川市	4			1	5	4					14	2	16	
86	宝塚市	4				4	3					4	2	6	
87	奈良市	15			1	16	1					9	6	15	
88	和歌山市	19		1	4	24	8					17	10	27	6
89	鳥取市	9				9	9					12	6	18	1
90	松江市	24				24	19					17	19	36	2
91	岡山市	41		7	4	52	39					63	95	158	11
92	倉敷市	16			3	19	11					41	28	69	1
93	広島市	31		4	1	36	37					30	35	65	5
94	呉市	13				13	10					7	4	11	
95	福山市	19				19	6					17	21	38	6
96	下関市	10				10	4					12	12	24	3
97	徳島市	8		1		9	5					16	7	23	6
98	高松市	27		1	1	29	26					33	29	62	9
99	松山市	12			1	13	11					23	8	31	5
100	高知市	10		1		11	2					26	7	33	3
101	北九州市	5		5	7	17	5				1	33	15	48	4
102	福岡市	5		9	1	15	8					18	10	28	2
103	久留米市	5				5	5					12	5	17	2
104	佐賀市	21				21	7				1	29	17	46	
105	長崎市	18				18	17					45	15	60	1
106	佐世保市	22				22	5					23	22	45	3
107	熊本市	31		1	2	34	13					15	21	36	
108	大分市	31			1	32	8					53	29	82	7
109	宮崎市	25				25	2					23	19	42	2
110	鹿児島市	37				37	7					25	28	53	2
111	那覇市	11				11	3					1		1	
	政令市計	2,063		203	106	2,372	1,420				38	2,796	2,201	4,997	337

表7 改善命令、立入検査、行政指導件数等(1)

水質汚濁防止法

	改善命令			一時停止命令			浄化措置命令 (第14条の3)		要請 (第23条第3項)		立入検査(第22条第1項)									
	第13条 第1項	第13条 の2 第1項	第13条 の3 第1項	第13条 第1項	第13条 の2 第1項	第13条 の3 第1項	第1項	第2項	公共用 水 域	地下水	立入検査事業場数									
											昼間 立入	(うち第5 条第2項 に係るも の)	うち、地下 水汚染未然 防止に係る もの	夜間 立入	(うち第5 条第2項 に係るも の)	うち、地下 水汚染未然 防止に係る もの	計			
(うち第5 条第2項 に係るも の)	うち、地下 水汚染未然 防止に係る もの	うち瀬戸内 海法上の特 定施設を設 置する工 事業場																		
1	北海道										634	1	38	2			636	1	38	
2	青森県										486						486			
3	岩手県										531		132				531		132	
4	宮城県	1									412		4				412		4	
5	秋田県										612		5				612		5	
6	山形県										258						258			
7	福島県										331		49				331		49	
8	茨城県										657		166				657		166	
9	栃木県										375		210				375		210	
10	群馬県										319		73				319		73	
11	埼玉県	2									1,368		458				1,368		458	
12	千葉県										708		110				708		110	
13	東京都										466		172				466		172	
14	神奈川県										249		58				249		58	
15	新潟県										377		115	5	1		382		116	
16	富山県										125		49				125		49	
17	石川県										186		71				186		71	
18	福井県										227		26				227		26	
19	山梨県	1									311		91				311		91	
20	長野県										839		55				839		55	
21	岐阜県										676		290				676		290	
22	静岡県										378		36	19			397		36	
23	愛知県										2,262		421				2,262		421	
24	三重県										579		151	1			580		151	
25	滋賀県										284		32				284		32	
26	京都府										292		71				292		71	100
27	大阪府										855		259				855		259	176
28	兵庫県										329		40				329		40	80
29	奈良県										176		16				176		16	85
30	和歌山県										104		40				104		40	28
31	鳥取県										138		4				138		4	
32	島根県										154		9				154		9	
33	岡山県	1									462		58	2			464		58	192
34	広島県	1									520		58				520		58	192
35	山口県										403		29	1			404		29	240
36	徳島県	1									227		27				227		27	94
37	香川県										734		94				734		94	144
38	愛媛県										309		22				309		22	90
39	高知県										216						216			
40	福岡県	1									418		10				418		10	24
41	佐賀県										302		77				302		77	
42	長崎県										1,398		8				1,398		8	
43	熊本県										296		72				296		72	
44	大分県										364		30				364		30	99
45	宮崎県										650		62				650		62	
46	鹿児島県										269						269			
47	沖縄県										190			1			191			
都道府県計		8									22,456	1	3,798	31		1	22,487	1	3,799	1,544
政令市計		9	1								11,721		2,875	488		10	12,209		2,885	1,832
合計		17	1								34,177	1	6,673	519		11	34,696	1	6,684	3,376

表7 改善命令、立入検査、行政指導件数等（2）

水質汚濁防止法

		行政指導																	
		公共用水域									地下水								
		指導件数			指導内容						指導件数			指導内容					
		文書	口頭	合計	処理施設 設置・改善	排水の 一時停止	水質法 第14条 第1項 及び第 2項等	その他	合計	文書	口頭	合計	施設 設置・ 変更	特定地 下透 水の制 限	構造基 準等 の遵守	定期点 検の結 果の保 存	地下水 の浄化	その他	合計
1	北海道	22	127	149	45	1	21	90	157		1	1				1		1	2
2	青森県	55	113	168	11		11	163	185										
3	岩手県	33	60	93	35		35	23	93		2	2						2	2
4	宮城県	35	80	115	12		24	81	117										
5	秋田県	29	94	123	36		29	61	126		1	1				1			1
6	山形県	7	94	101	9	2	6	91	108		3	3				3		2	5
7	福島県	16	113	129	23		12	98	133		1	1					1		1
8	茨城県	93	249	342	60	1	38	259	358		57	57		4	22		33		59
9	栃木県	103	29	132	6		31	156	193										
10	群馬県	11	122	133	8		54	114	176	1	13	14	2		15	18			35
11	埼玉県	84	646	730	97	1	80	567	745	6	74	80			1	61		18	80
12	千葉県	69	156	225	75		56	114	245		29	29	7		8	4		12	31
13	東京都	3	94	97	3	1		93	97		105	105			13	35		97	145
14	神奈川県	7	14	21	4		19	23	23	4	11	15	6		5	4		4	19
15	新潟県	3	38	41	9		45	15	69		22	22			9	17		11	37
16	富山県		15	15	2		4	9	15		2	2				2			2
17	石川県	2		2				2	2										
18	福井県	10	36	46	14	1	10	22	47		6	6				3		3	6
19	山梨県	25	171	196	18		35	161	214		4	4			4				4
20	長野県	71	72	143	35		30	84	149	16	7	23	5		2	10		14	31
21	岐阜県	6	11	17	6		1	12	19										
22	静岡県	5	41	46	6		12	32	50		21	21				20		1	21
23	愛知県	126	1492	1618	218	1	3	1752	1974	6	200	206			205	74		1	280
24	三重県	27	203	230	27		23	200	250										
25	滋賀県	134	43	177	11		20	146	177	34	9	43			3	19		21	43
26	京都府	11	11	22	11			11	22										
27	大阪府	42	195	237	55		31	162	248		43	43			14	22		7	43
28	兵庫県	5	7	12	5			7	12		7	7				7			7
29	奈良県	21	27	48	28			20	48		2	2			2				2
30	和歌山県	3	150	153		1	8	144	153		14	14			6	11			17
31	鳥取県	14	3	17	16			1	17										
32	島根県	49		49	5		3	41	49	8		8				6		2	8
33	岡山県	66	11	77	50		1	27	78	1	4	5	1		2			3	6
34	広島県	51		51	32			19	51										
35	山口県	16	9	25	18		1	9	28										
36	徳島県	5		5	5				5		6	6				6			6
37	香川県	43	28	71	20			53	73		1	1						1	1
38	愛媛県	5	28	33	3	1	8	21	33										
39	高知県	2	35	37	2		9	28	39										
40	福岡県	35	18	53	17		18	18	53										
41	佐賀県	15	19	34	17	2		16	35										
42	長崎県	13	48	61	29		5	27	61										
43	熊本県	9	6	15	5		2	8	15										
44	大分県	6	3	9	5			4	9		4	4						4	4
45	宮崎県	24	18	42	38			4	42										
46	鹿児島県	32	1	33	23		10		33		21	21			15	6			21
47	沖縄県	16	39	55	19		5	50	74										
	都道府県計	1,459	4,769	6,228	1,173	12	681	5,034	6,900	76	670	746	21		304	356	1	237	919
	政令市計	671	539	1,210	576	5	110	587	1,278	67	205	272		2	63	206		38	309
	合計	2,130	5,308	7,438	1,749	17	791	5,621	8,178	143	875	1,018	21	2	367	562	1	275	1,228

(注) 1件の指導が複数の内容を含む場合があるため、指導件数の合計と指導内容の合計は必ずしも一致しない。

表7 改善命令、立入検査、行政指導件数等（3）

水質汚濁防止法

	改善命令			一時停止命令			浄化措置命令 (第14条の3)		要請 (第23条第3項)		立入検査（第22条第1項）									
	第13条 第1項	第13条 の2 第1項	第13条 の3 第1項	第13条 第1項	第13条 の2 第1項	第13条 の3 第1項	第1項	第2項	公共用 水 域	地下水	立入検査事業場数									
											昼間 立入	(うち第5 条第2項 に係るも の)	うち、地下 水汚染未然 防止に係る もの	夜間 立入	(うち第5 条第2項 に係るも の)	うち、地下 水汚染未然 防止に係る もの	計			
(うち第5 条第2項 に係るも の)	うち、地下 水汚染未然 防止に係る もの	うち瀬戸内 海法上の特 定施設を設 置する工 事、事業操 業																		
1	札幌市										54		7				54		7	
2	函館市										17						17			
3	旭川市										45						45			
4	青森市										65		3				65		3	
5	八戸市										88			11			99			
6	盛岡市										34		9				34		9	
7	仙台市	1									106		16				106		16	
8	秋田市										80			8			88			
9	山形市										40						40			
10	福島市										67		4				67		4	
11	山形市										78		35				78		35	
12	いわき市										184		4				184		4	
13	水戸市	1									13		6				13		6	
14	つくば市										29		23				29		23	
15	宇都宮市										101		34				101		34	
16	前橋市										107						107			
17	高崎市										145		73				145		73	
18	伊勢崎市										74		33				74		33	
19	太田市										53		20				53		20	
20	さいたま市										134		3				134		3	
21	川越市										286		117				286		117	
22	熊谷市										104		1				104		1	
23	川口市										140		10				140		10	
24	所沢市										60		11				60		11	
25	春日部市										57						57			
26	草加市										28		6				28		6	
27	越谷市										125		26				125		26	
28	千葉市	1	1								129		8				129		8	
29	市川市										108		4				108		4	
30	船橋市										140		2				140		2	
31	松戸市										61		29				61		29	
32	柏市										47						47			
33	市原市										139		8				139		8	
34	八王子市										31						31			
35	町田市										55		28				55		28	
36	横浜市										490		118				490		118	
37	川崎市										160		11	2			162		11	
38	相模原市										93		4				93		4	
39	横須賀市										32		16				32		16	
40	平塚市										85		40				85		40	
41	藤沢市										87		1				87		1	
42	小田原市										36		7				36		7	
43	茅ヶ崎市										34		14				34		14	
44	厚木市										8						8			
45	大和市										30						30			
46	新潟市										218		20	1			219		20	
47	長岡市										57		2	1			58		2	
48	上越市										114						114			
49	富山市										204						204			
50	金沢市										165		66	4		1	169		67	
51	福井市										104		14				104		14	
52	甲府市										10						10			
53	長野市										70		6				70		6	
54	松本市										103		33				103		33	
55	岐阜市										119		51	1			120		51	

表7 改善命令、立入検査、行政指導件数等（4）

水質汚濁防止法

		行政指導																	
		公共用水域							地下水										
		指導件数			指導内容				指導件数			指導内容							
		文書	口頭	合計	処理施設 の設置・改 善	排水の 一時停 止	水質法 第14条 第1項 及び第 2項等	その他	合計	文書	口頭	合計	施設の 設置・ 変更	特定地 下浸透 水の制 限	構造基 準等の 遵守	定期点 検の結 果の保 存	地下水 の浄化	その他	合計
1	札幌市									28	28			8	20				28
2	函館市																		
3	旭川市	3		3	3			3											
4	青森市	4	13	17	4		10	3	17										
5	八戸市	11	9	20	2		8	11	21										
6	盛岡市	11		11				11	11										
7	仙台市	8	8	16	15			3	18										
8	秋田市	7		7	3			4	7										
9	山形市	1	5	6	2			4	6										
10	福島市	3	2	5	2		2	1	5										
11	郡山市		7	7	7				7										
12	いわき市	10	14	24	9		13	2	24										
13	水戸市	1		1	1				1										
14	つくば市	3		3	3				3	12			1	11					12
15	宇都宮市	4		4	4				4										
16	前橋市	2		2	2				2										
17	高崎市	4	1	5	5				5										
18	伊勢崎市	15	28	43	19	1	8	17	45										
19	太田市	2	10	12	12				12										
20	さいたま市	25		25	25				25										
21	川越市	28		28				28	28										
22	熊谷市	4	15	19	4		3	12	19										
23	川口市	17	5	22	20	2			22	4					4				4
24	所沢市	8	9	17				17	17		2				2				2
25	春日部市	10	7	17	17		7		24										
26	草加市	6	2	8	7	1			8										
27	越谷市	21		21	21				21		1				1				1
28	千葉市	4	1	5	4		1		5										
29	市川市	7		7	7				7										
30	船橋市	18		18				18	18										
31	松戸市	7	1	8	7		1		8										
32	柏市	10		10	10				10										
33	市原市	7		7	8				8										
34	八王子市	1		1				1	1										
35	町田市	2		2	2				2										
36	横浜市	16	4	20	10			10	20		19				19				19
37	川崎市	4	16	20	19			1	20	5	4							9	9
38	相模原市		7	7	5			2	7		1			1				1	1
39	横須賀市		7	7	1		6		7		6			6					6
40	平塚市	15		15				15	15										
41	藤沢市	2	2	4	4				4										
42	小田原市		3	3	1			2	3										
43	茅ヶ崎市		8	8				8	8										
44	厚木市																		
45	大和市		2	2	1			1	2										
46	新潟市	18		18				18	18										
47	長岡市	2		2	2				2		2			2	2				4
48	上越市	6	7	13	6			7	13										
49	富山市	4	4	8	8				8										
50	金沢市	9		9	9				9										
51	福井市	7	8	15	15				15										
52	甲府市	1	6	7				7	7										
53	長野市		2	2	2				2										
54	松本市	1	1	2	1		1		2		7				7				7
55	岐阜市	10	32	42	7		3	32	42										

(注) 1件の指導が複数の内容を含む場合があるため、指導件数の合計と指導内容の合計は必ずしも一致しない。

表7 改善命令、立入検査、行政指導件数等（5）

水質汚濁防止法

	改善命令			一時停止命令			浄化措置命令 (第14条の3)		要請 (第23条第3項)		立入検査（第22条第1項）									
	第13条 第1項	第13条 の2 第1項	第13条 の3 第1項	第13条 第1項	第13条 の2 第1項	第13条 の3 第1項	第1項	第2項	公共用 水 域	地下水	立入検査事業場数									
											昼間 立入	(うち第5 条第2項 に係るも の)	うち、地下 水汚染未然 防止に係る もの	夜間 立入	(うち第5 条第2項 に係るも の)	うち、地下 水汚染未然 防止に係る もの	計			
																	(うち第5 条第2項 に係るも の)	うち、地下 水汚染未然 防止に係る もの	うち瀬戸内 海法上の特 定施設を設 置する工 事等	
56	静岡市										71		36				71		36	
57	浜松市										129		70				129		70	
58	沼津市										32						32			
59	富士市										152		19	53			205		19	
60	名古屋										394		185	5			399		185	
61	豊橋市										78		8				78		8	
62	岡崎市										89						89			
63	一宮市										177		24				177		24	
64	春日井市										87		44	2		2	89		46	
65	豊田市										106		27				106		27	
66	四日市										94						94			
67	大津市	1									52						52			
68	京都市										91		49				91		49	12
69	大阪市										954		909	7		7	961		916	30
70	堺市										220		84				220		84	80
71	岸和田市										32						32			
72	豊中市										41		11				41		11	
73	吹田市										67		41				67		41	17
74	高槻市										90		13				90		13	34
75	枚方市										100		20				100		20	16
76	茨木市										23		10				23		10	5
77	八尾市										95		4				95		4	6
78	寝屋川市										58		39				58		39	2
79	東大阪市										12						12			8
80	神戸市										165		45				165		45	88
81	姫路市										199		17	4			203		17	97
82	尼崎市										189		6				189		6	130
83	明石市										117		14				117		14	68
84	西宮市										59						59			
85	加古川市										96		3				96		3	
86	宝塚市										12						12			
87	奈良市										58		15				58		15	24
88	和歌山市										158			318			476			378
89	鳥取市										29		5				29		5	
90	松江市										22						22			
91	岡山市										281		6				281		6	116
92	倉敷市										308		51	23			331		51	246
93	広島市										131		45				131		45	40
94	呉市										97		5	9			106		5	45
95	福山市										100		10	5			105		10	58
96	下関市										71		2	6			77		2	51
97	徳島市										80		27				80		27	48
98	高松市										131		27				131		27	44
99	松山市										96			6			102			58
100	高知市										21						21			
101	北九州市										150		33	9			159		33	131
102	福岡市										50		9				50		9	
103	久留米市										36						36			
104	佐賀市										35						35			
105	長崎市										36						36			
106	佐世保市										66		2				66		2	
107	熊本市	2									56			2			58			
108	大分市										200			11			211			
109	宮崎市										33		8				33		8	
110	鹿児島市	3									152		29				152		29	
111	那覇市																			
	政令市計	9	1								11,721		2,875	488		10	12,209		2,885	1,832

表7 改善命令、立入検査、行政指導件数等(6)

水質汚濁防止法

		行政指導																	
		公共用水域								地下水									
		指導件数			指導内容					指導件数			指導内容						
		文書	口頭	合計	処理施設 設置・改善	排水の 一時停止	水質法 第14条 第1項 及び第 2項等	その他	合計	文書	口頭	合計	施設 設置・ 変更	特定地 下透 水の制 限	構造基 準等 の 遵守	定期点 検の結 果の保 存	地下水 の浄化	その他	合計
56	静岡市	21	13	34	5		15	21	41		1	1					1	1	
57	浜松市	1	18	19	1		6	13	20		15	15		3	11		11	25	
58	沼津市	5	1	6	1		1	4	6										
59	富士市	7	1	8	6			29	35										
60	名古屋	8	21	29	6			23	29	2		2	2					2	
61	豊橋市	11	13	24	24				24										
62	岡崎市	2		2	1		2		3										
63	一宮市	9	40	49	9			40	49										
64	春日井市	16	22	38	16		5	17	38		7	7			7		1	8	
65	豊田市	6	13	19	6		1	12	19		6	6			6			6	
66	四日市	2	6	8	2			6	8										
67	大津市	13		13				13	13										
68	京都市	5		5	5				5										
69	大阪市	1	2	3	3				3	12	79	91			91			91	
70	堺市	7	22	29	11	1		17	29										
71	岸和田市	3		3	3				3										
72	豊中市																		
73	吹田市		3	3				3	3		5	5				3		5	
74	高槻市	5	30	35	7		2	35	44		2	2			2		2	2	
75	枚方市																		
76	茨木市										9	9			3	2		6	11
77	八尾市	39		39	39				39										
78	寝屋川市	27		27	1			26	27	15		15		14	9			23	
79	東大阪市																		
80	神戸市	9		9	6		1	2	9										
81	姫路市	2		2				2	2										
82	尼崎市	2	3	5	1			10	11										
83	明石市																		
84	西宮市	1		1				1	1										
85	加古川市		6	6	4			2	6										
86	宝塚市																		
87	奈良市		7	7	4		3		7										
88	和歌山市	4		4	1			3	4										
89	和歌山	2	1	3	2		1	1	4										
90	松江市		2	2				2	2										
91	岡山市	7	14	21	14			6	20	11	2	13			10	9		8	27
92	倉敷市	10		10	10				10										
93	広島市	1		1	1				1	3		3		3					3
94	呉市	1	1	2	2				2										
95	福山市	6	19	25	16			10	26										
96	下関市	10		10	4			6	10										
97	徳島市		1	1	1				1										
98	高松市	15		15	15				15										
99	松山市	6	3	9				9	9										
100	高知市		8	8			3	7	10										
101	北九州市	8	2	10				10	10										
102	福岡市	1		1	1				1										
103	久留米市	2		2	2				2										
104	佐賀市	5	6	11			1	11	12										
105	長崎市		7	7	1		6		7										
106	佐世保市	5		5				5	5										
107	熊本市	3	2	5	4			1	5										
108	大分市	5		5	5				5										
109	宮崎市	1	6	7	2			5	7										
110	鹿児島市	18		18	18				18	3	9	12			12				12
111	那覇市																		
	政令市計	671	539	1,210	576	5	110	587	1,278	67	205	272		2	63	206		38	309

(注) 1件の指導が複数の内容を含む場合があるため、指導件数の合計と指導内容の合計は必ずしも一致しない。

表7 改善命令、立入検査、行政指導件数等（7）

水質汚濁防止法

		水濁法第14条第1項及び第2項に対する行政指導														
		排水								特定地下浸透水						
		指導件数			指導内容					指導件数			指導内容			
		文書	口頭	合計	未測定	未記録	未保存	虚偽	合計	文書	口頭	合計	未測定	未記録	未保存	虚偽
1	北海道		20	20	16	4		20								
2	青森県	1	10	11	11			11								
3	岩手県		34	34	33		1	34		1	1	1				1
4	宮城県	18	6	24	24			24								
5	秋田県	1	28	29	29			29								
6	山形県		6	6	6			6								
7	福島県		12	12	11		1	12								
8	茨城県		38	38	29		8	38								
9	栃木県	27	4	31	23		8	31								
10	群馬県	1	50	51	51		2	53								
11	埼玉県	18	62	80	66		13	80								
12	千葉県	1	55	56	41		15	56								
13	東京都															
14	神奈川県															
15	新潟県	1	34	35	35		5	45								
16	富山県		4	4	4			4								
17	石川県															
18	福井県		10	10	3		3	10								
19	山梨県		35	35	35			35								
20	長野県	17	7	24	24			24								
21	岐阜県															
22	静岡県		12	12	11		1	12								
23	愛知県	2	1	3	3			3								
24	三重県		23	23	9		18	27								
25	滋賀県	17	3	20	20			20								
26	京都府															
27	大阪府	2	29	31	30		1	31								
28	兵庫県															
29	奈良県															
30	和歌山県		8	8	8			8								
31	鳥取県															
32	島根県	3		3	3			3								
33	岡山県	1		1	1		1	3								
34	広島県															
35	山口県	1		1	1			1								
36	徳島県															
37	香川県															
38	愛媛県	2	6	8	8			8								
39	高知県		9	9	9			9								
40	福岡県		18	18	18			18								
41	佐賀県		2	2	2			2								
42	長崎県		5	5	5			5								
43	熊本県															
44	大分県															
45	宮崎県															
46	鹿児島県		1	1	1			1								
47	沖縄県	5		5	5		5	15								
都道府県計		118	532	650	575	47	56	678		1	1	1				1
政令市計		22	86	108	106	3	1	110								
合計		140	618	758	681	50	57	788		1	1	1				1

(注) 1件の指導が複数の内容を含む場合があるため、指導件数の合計と指導内容の合計は必ずしも一致しない。

表7 改善命令、立入検査、行政指導件数等(8)

水質汚濁防止法

		水濁法第14条第1項及び第2項に対する行政指導														
		排水水							特定地下浸透水							
		指導件数			指導内容				指導件数			指導内容				
		文書	口頭	合計	未測定	未記録	未保存	虚偽	合計	文書	口頭	合計	未測定	未記録	未保存	虚偽
1	札幌市															
2	函館市															
3	旭川市															
4	青森市		10	10	10			10								
5	八戸市	7	1	8	8			8								
6	盛岡市															
7	仙台市															
8	秋田市															
9	山形市															
10	福島市		2	2	2			2								
11	郡山市															
12	いわき市	1	12	13	13			13								
13	水戸市															
14	つくば市															
15	宇都宮市															
16	前橋市															
17	高崎市															
18	伊勢崎市		8	8	8			8								
19	太田市															
20	さいたま市															
21	川越市															
22	熊谷市		3	3	3			3								
23	川口市															
24	所沢市															
25	春日部市		7	7	7			7								
26	草加市															
27	越谷市															
28	千葉市		1	1		1		1								
29	市川市															
30	船橋市															
31	松戸市		1	1	1			1								
32	柏市															
33	市原市															
34	八王子市															
35	町田市															
36	横浜市															
37	川崎市															
38	相模原市															
39	横須賀市		6	6	6			6								
40	平塚市															
41	藤沢市															
42	小田原市															
43	茅ヶ崎市															
44	厚木市															
45	大和市															
46	新潟市															
47	長岡市															
48	上越市															
49	富山市															
50	金沢市															
51	福井市															
52	甲府市															
53	長野市															
54	松本市		1	1	1			1								
55	岐阜市	3		3	3			3								

(注) 1件の指導が複数の内容を含む場合があるため、指導件数の合計と指導内容の合計は必ずしも一致しない。

表7 改善命令、立入検査、行政指導件数等（9）

水質汚濁防止法

		水濁法第14条第1項及び第2項に対する行政指導														
		排水							特定地下浸透水							
		指導件数			指導内容				指導件数			指導内容				
		文書	口頭	合計	未測定	未記録	未保存	虚偽	合計	文書	口頭	合計	未測定	未記録	未保存	虚偽
56	静岡市	10	5	15	15				15							
57	浜松市		6	6	6				6							
58	沼津市		1	1	1				1							
59	富士市															
60	名古屋															
61	豊橋市															
62	岡崎市															
63	一宮市															
64	春日井市		5	5	4	1		5								
65	豊田市		1	1	1			1								
66	四日市															
67	大津市															
68	京都市															
69	大阪市															
70	堺市															
71	岸和田市															
72	豊中市															
73	吹田市															
74	高槻市		2	2	2			2								
75	枚方市															
76	茨木市															
77	八尾市															
78	寝屋川市															
79	東大阪市															
80	神戸市	1		1	1			1								
81	姫路市															
82	尼崎市															
83	明石市															
84	西宮市															
85	加古川市															
86	宝塚市															
87	奈良市		3	3	3			3								
88	和歌山市															
89	鳥取市		1	1	1	1	1	3								
90	松江市															
91	岡山市															
92	倉敷市															
93	広島市															
94	呉市															
95	福山市															
96	下関市															
97	徳島市															
98	高松市															
99	松山市															
100	高知市		3	3	3			3								
101	北九州市															
102	福岡市															
103	久留米市															
104	佐賀市		1	1	1			1								
105	長崎市		6	6	6			6								
106	佐世保市															
107	熊本市															
108	大分市															
109	宮崎市															
110	鹿児島市															
111	那覇市															
政令市計		22	86	108	106	3	1	110								

(注) 1件の指導が複数の内容を含む場合があるため、指導件数の合計と指導内容の合計は必ずしも一致しない。

表 8 計画変更命令、改善命令及び一時停止命令等の発動業種別内訳

○改善命令（第13条第1項）

違反業種・施設名	件数	違反のおそれがある物質・項目
畜産農業（1の2）	1	水素イオン濃度（pH）
保存食料品製造業（4）	3	生物化学的酸素要求量（BOD）、化学的酸素要求量（COD）
飲料製造業（10）	1	生物化学的酸素要求量（BOD）、大腸菌群数
豆腐・煮豆製造業（17）	1	化学的酸素要求量（COD）
ガラス・ガラス製品製造業（53）	1	ふっ素及びその化合物、アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
鉄鋼業（61）	1	ふっ素及びその化合物、水素イオン濃度（pH）、溶解性鉄含有量、クロム含有量、窒素含有量
酸・アルカリ表面処理施設（65）	1	鉛及びその化合物（Pb）、生物化学的酸素要求量（BOD）、浮遊物質（SS）、亜鉛含有量（Zn）
電気めっき施設（66）	1	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
旅館業（66の3）	1	砒素及びその化合物
弁当仕出屋・弁当製造業（66の5）	2	生物化学的酸素要求量（BOD）、浮遊物質（SS）、大腸菌群数
洗たく業（67）	2	水素イオン濃度（pH）、生物化学的酸素要求量（BOD）、化学的酸素要求量（COD）、浮遊物質（SS）、大腸菌群数
し尿処理施設（72）	2	水素イオン濃度（pH）、生物化学的酸素要求量（BOD）、浮遊物質（SS）

○改善命令（第13条の2第1項）

違反業種・施設名	件数	違反のおそれがある物質・項目
鉄鋼業（61） 酸・アルカリ表面処理施設（65）	1	ふっ素及びその化合物、アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物

（注）

1. 業種における括弧内の数字は、水質汚濁防止法施行令別表第一の号番号である。
2. 表7において件数が0のものについては掲載していない。

表9 排水基準違反、事故時の措置件数等（1）

水質汚濁防止法

	排水基準違反 (第31条第1項 第1号)	改善命令等違反 (第30条)	その他水質汚濁 防止法違反	事故時の措置 (第14条の2)							緊急時の措置 (第18条)
				第1項		第2項		第3項		第4項	
				公 共 用 水 域	地 下 水	公 共 用 水 域	地 下 水	公 共 用 水 域	地 下 水	応急措置命 令	
1	北海道			9	1		4	9	4		
2	青森県							3			
3	岩手県										
4	宮城県			3				6			
5	秋田県								1		
6	山形県			2				11			
7	福島県			3		3		3			
8	茨城県			1				1			
9	栃木県			4				2	1		
10	群馬県			9							
11	埼玉県			8	2			1			
12	千葉県			3				8			
13	東京都										
14	神奈川県			1				2			
15	新潟県			12		2		4			
16	富山県			6	1			4			
17	石川県			1				2			
18	福井県			3				1			
19	山梨県			2				1			
20	長野県							3	1		
21	岐阜県			9				3			
22	静岡県			6				2	1		
23	愛知県			9		4	1	13			
24	三重県			2				1	1		
25	滋賀県			9				3			
26	京都府			2				1			
27	大阪府			3	1						
28	兵庫県			3		1		4			
29	奈良県			3							
30	和歌山県					1					
31	鳥取県										
32	島根県										
33	岡山県			5		4		2			
34	広島県			3				3			
35	山口県										
36	徳島県							2			
37	香川県			2				1	1		
38	愛媛県			1				1			
39	高知県										
40	福岡県			2				6			
41	佐賀県							3			
42	長崎県			1		2					
43	熊本県							2			
44	大分県			2		1					
45	宮崎県										
46	鹿児島県			2				4			
47	沖縄県										
	都道府県計			131	5	18	5	112	10		
	政令市計	1		73	3	7	2	52	31		
	合計	1		204	8	25	7	164	41		

表9 排水基準違反、事故時の措置件数等（2）

水質汚濁防止法

	排水基準違反 (第31条第1項 第1号)	改善命令等違反 (第30条)	その他水質汚濁 防止法違反	事故時の措置 (第14条の2)							緊急時の措置 (第18条)
				第1項		第2項		第3項		第4項	
				公共用 水域	地下水	公共用 水域	地下水	公共用 水域	地下水	応急措置 命令	
1	札幌市									24	
2	函館市										
3	旭川市										
4	青森市										
5	八戸市										
6	盛岡市										
7	仙台市										
8	秋田市							2			
9	山形市										
10	福島市										
11	郡山市				2				1		
12	いわき市										
13	水戸市										
14	つくば市										
15	宇都宮市										
16	前橋市										
17	高崎市				1		1		2		
18	伊勢崎市				5				4		
19	太田市										
20	さいたま市				2			1	3	1	
21	川越市										
22	熊谷市				2						
23	川口市										
24	所沢市										
25	春日部市										
26	草加市				2						
27	越谷市										
28	千葉市				1						
29	市川市										
30	船橋市										
31	松戸市				2						
32	柏市										
33	市原市										
34	八王子市										
35	町田市										
36	横浜市				2	2					
37	川崎市				8				1	4	
38	相模原市										
39	横須賀市				1						
40	平塚市										
41	藤沢市										
42	小田原市										
43	茅ヶ崎市										
44	厚木市										
45	大和市										
46	新潟市				1						
47	長岡市						1				
48	上越市				1						
49	富山市										
50	金沢市										
51	福井市								3		
52	甲府市				3				1		
53	長野市										
54	松本市				1						
55	岐阜市										

表9 排水基準違反、事故時の措置件数等（3）

水質汚濁防止法

	排水基準違反 (第31条第1項 第1号)	改善命令等違反 (第30条)	その他水質汚濁 防止法違反	事故時の措置 (第14条の2)						緊急時の措置 (第18条)	
				第1項		第2項		第3項			第4項
				公共用 水域	地下水	公共用 水域	地下水	公共用 水域	地下水		応急措置 命 令
56	静岡市						1	2			
57	浜松市							1			
58	沼津市										
59	富士市			8		1		4			
60	名古屋										
61	豊橋市										
62	岡崎市			3				1			
63	一宮市										
64	春日井市										
65	豊田市							2			
66	四日市市										
67	大津市										
68	京都市							1			
69	大阪市										
70	堺市	1		1							
71	岸和田市										
72	豊中市										
73	吹田市										
74	高槻市			1				2			
75	枚方市										
76	茨木市			1							
77	八尾市										
78	寝屋川市										
79	東大阪市										
80	神戸市			4				2			
81	姫路市			1				1			
82	尼崎市										
83	明石市										
84	西宮市										
85	加古川市							2			
86	宝塚市										
87	奈良市			1							
88	和歌山市										
89	鳥取市								1		
90	松江市			2							
91	岡山市			2				1			
92	倉敷市				1			1			
93	広島市			4				2			
94	呉市										
95	福山市			1		1		2			
96	下関市										
97	徳島市			1				1			
98	高松市							2			
99	高松市			3							
100	高知市			2							
101	北九州市			1				1	1		
102	福岡市							2			
103	久留米市							1			
104	佐賀市										
105	長崎市			1		3					
106	佐世保市							1			
107	熊本市			2							
108	大分市							2			
109	宮崎市							1			
110	鹿児島市										
111	那覇市										
政令市計	1			73	3	7	2	52	31		

表10 排水基準違反等の違反業種、違反物質・項目別内訳

○排水基準違反（第31条第1項）

業種別内訳

違反業種・施設名	件数
電気めっき施設（66）	1

物質・項目別内訳

違反物質・項目	件数
六価クロム化合物	1

（注）

1. 違反業種の欄における括弧内の数字は、水質汚濁防止法施行令別表第一の号番号である。
2. 1事例で複数の違反項目がある場合もあるので、違反業種別及び違反物質・項目別の合計件数は必ずしも一致しない。
3. 表9において件数が0のものについては掲載していない。

表11 水質総量規制に係る指定地域内事業場数等（1）

水質汚濁防止法

	指定地域内 事業場数	第3条の2 計画変更命令等		第13条 第3項 改善措置 命令	第13条の4 指導等 ※（ ）内は口頭指導の内数			第14条 第3項 届出	第22条 第2項 報告徴収	総量規制 関連罰則	その他 特定事業場数
		第5条 関係	第7条 関係		日平均排水量 50m3未満	施行令別表 第4の施設を 設置する事 業場	その他				
東 京 湾	埼玉県	469						16			4,450
	千葉県	169						9			1,933
	東京都	73						1			1,159
	神奈川県	2									153
	都府県計	713						26			7,695
	政令市計	698						152	1 (1)		6,399
	合計	1,411						178	1 (1)		14,094
伊 勢 湾	岐阜県	707						10			5,053
	愛知県	1,089			36 (20)		1	44			6,683
	三重県	573									3,731
	都府県計	2,369			36 (20)		1	54			15,467
	政令市計	648						45			4,220
	合計	3,017				36 (20)	1	99			19,687
瀬 戸 内 海	京都府	134						7			1,471
	大阪府	232						9			1,543
	兵庫県	552						19			3,865
	奈良県	363						1			2,011
	和歌山県	154						3			1,124
	岡山県	338						14			2,563
	広島県	382						8			2,665
	山口県	377						33			2,550
	徳島県	251						12			3,043
	香川県	273						7			2,454
	愛媛県	335						18			2,969
	福岡県	82						1			445
	大分県	286						10			3,358
	都府県計	3,759						142			30,061
政令市計	1,513						110			12,295	
合計	5,272						252			42,356	
都府県合計	6,841				36 (20)	1	222			53,223	
政令市合計	2,859					1 (1)	307			22,914	
合計	9,700				36 (20)	2 (1)	529			76,137	

(注) 「その他特定事業場数」とは、指定地域内に存在する特定事業場で総量規制対象外のものの数である。

表11 水質総量規制に係る指定地域内事業場数等（2）

水質汚濁防止法

	指定地域内 事業場数	第3条の2 計画変更命令等		第13条 第3項 改善措置 命令	第13条の4 指導等 ※（ ）内は口頭指導の内数			第14条 第3項 届出	第22条 第2項 報告徴収	総量規制 関連罰則	その他 特定事業場数
		第5条 関係	第7条 関係		日平均排水量 50m3未満	施行令別表 第4の施設を 設置する事 業場	その他				
東 京 湾	さいたま市	54									760
	川越市	47									300
	熊谷市	57									272
	川口市	18						14			254
	所沢市	17									138
	春日部市	20						1			291
	草加市	21									157
	越谷市	20						20			304
	千葉市	32						4			619
	市川市	73						73			309
	船橋市	51									251
	松戸市	33						2			243
	柏市	6						1			16
	市原市	85						17			379
	八王子市	19									385
	町田市	9									193
横浜市	68						7			1,046	
川崎市	59									468	
横須賀市	9							1 (1)	11	2	14
政令市計	698							1 (1)	152		6,399
伊 勢 湾	岐阜市	64						3			596
	名古屋市	71						14			501
	豊橋市	90						5			573
	岡崎市	58									299
	一宮市	57									346
	春日井市	71						5			383
	豊田市	127						5			741
	四日市市	110						13			781
政令市計	648							45		4,220	
瀬 戸 内	京都市	24									841
	大阪市	24						1			16
	堺市	73						14			262
	岸和田市	13									175
	豊中市	2									68
	吹田市	7									58
	高槻市	9									111
	枚方市	22						2			103
	茨木市	3						1			110
	八尾市	8									244
海	寝屋川市	2									119
	東大阪市	7									86
	神戸市	86						10			771
	姫路市	92						6			338
	尼崎市	20						19			59
	明石市	19						1			48
	西宮市	10						2			160
	加古川市	27						9			203
	宝塚市	7									103
	奈良市	32									286
海	和歌山市	133						5			675
	岡山市	147						8			1,009
	倉敷市	123						9			568
	広島市	60						5			913
	呉市	40						2			552
	福山市	63						3			659
	下関市	55						2			540
	徳島市	104						2			619
	高松市	61						3			1,006
	松山市	87						1			604
北九州	北九州市	56						4			145
	大分市	97						1			844
	政令市計	1,513						110			12,295
政令市合計	2,859						1 (1)	307		22,914	

(注) 「その他特定事業場数」とは、指定地域内に存在する特定事業場で総量規制対象外のものの数である。

表12 計画変更命令等、改善措置命令等、総量規制関連違反の内訳

該当なし

表13 瀬戸内海法に基づく許可、措置命令及び届出等

瀬戸内海法

	第5条第1項の許可				第8条第1項の許可				第11条の措置命令			第7条第2項届出	第8条第4項届出	第9条 届出			第10条第3項届出	第12条の8届出
	申請	許可	不許可	審査中	申請	許可	不許可	審査中	第5条関係	第8条関係	計			氏名等変更	使用廃止	計		
京都府	1	1			8	8							1	12	10	22	2	
大阪府	12	8		4	22	17		5					2	27	12	39	1	
兵庫県	31	24		7	36	30		6					18	40	43	83	6	
奈良県	3	3			5	5								7	7	14	2	
和歌山県	2	2			7	6		1						10	6	16		
岡山県	17	16		1	13	13							3	24	21	45	3	
広島県	9	9			20	20								37	12	49	3	
山口県	22	17		5	52	46		6						51	13	64	4	
徳島県	13	9		4	23	19		4						23	17	40	3	
香川県	5	5			4	4							7	20	7	27	3	
愛媛県	17	16		1	36	35		1						29	20	49	1	
福岡県					2	2								6	2	8		
大分県	15	14		1	6	6								15	2	17	3	
都道府県計	147	124		23	234	211		23					31	301	172	473	31	
京都市																		
大阪市	4	4			2	2							4	4		4		
堺市	2	2			8	6		2						10	4	14		
豊中市																		
高槻市	1	1			1	1								2		2		
枚方市	1	1			3	3								4	3	7		
八尾市																		
東大阪市															1	1		
神戸市	10	8		2	16	16								8	11	19		
姫路市	3	2		1	18	18								11	3	14		
尼崎市	7	6		1	18	17		1					2	5	8	13	2	
明石市	1	1			3	3							1	9	2	11		
西宮市	1	1												1	2	3		
奈良市														4		4		
和歌山市	3	3			3	3								14	5	19	1	
岡山市	4	3		1	8	8							3	12	3	15		
倉敷市	12	12			23	23							2	20	9	29	1	
広島市	2	2			7	7								9	6	15		
呉市					3	2		1						4	1	5		
福山市	2	2			1	1								4		4	1	
下関市	7	7			10	10								3	3	6	3	
徳島市	10	9		1	9	9								5	6	11	1	
高松市	1	1			1	1								8	1	9	2	
松山市	4	4			6	6							3	9	7	16	2	
北九州市	10	10			20	20								15	8	23	1	
大分市	13	13			8	8								6	11	23		
政令市計	98	92		6	168	164		4					21	172	95	267	14	
合計	245	216		29	402	375		27					52	473	267	740	45	

表14 瀬戸内海法に基づく不許可、措置命令等の内訳

該当なし

表15 湖沼特定施設等の届出件数等

水濁法・湖沼法

	施設区分(*1)	釜房ダム貯水池		八郎湖		霞ヶ浦			印旛沼			手賀沼		諏訪湖	野尻湖	琵琶湖			中海		宍道湖		児島湖			総数			
		宮城	秋田	秋田	栃木	茨城	千葉	つくば	千葉	千葉	船橋	千葉	松戸	柏	長野	長野	滋賀	大津	京都	京都	鳥取	島根	松江	島根	松江		岡山	岡山	倉敷
		県	県	市	県	県	県	市	県	市	市	県	市	市	県	県	県	市	府	市	県	県	市	県	市		市	市	市
湖沼特定施設(みなし指定地域特定施設を含む。)	第5条届出	(1)		7	1		25	61	5	1	4			25	5	138	7			1					4	23	307		
		(2)					2		1							1							2					6	
		(3)																					8	23				31	
	第7条届出	(1)		4			10	27	9	2				5	5	104	5			1		1			1	16	190		
		(2)					1			1						4												6	
		(3)																				5	2					7	
	第8条計画変更等(第5条関係)	(1)																											
		(2)																											
		(3)																											
	計	(1)																											
		(2)																											
		(3)																											
	第6条届出	(1)								1																		1	
		(2)																											
		(3)																											
	第10条届出(氏名等変更)	(1)		2			39	13	24	3		1		5	6	88	2			9		2	1	1	2	30	228		
		(2)		1			2		14	1	2			3	1	6			4		4				1	39			
		(3)								1										5		25			1				
	第10条届出(使用廃止)	(1)	1	3	1		24	64	5	1	4		1	13	6	75	7		13		1		1	2	54	276			
		(2)							2					1		4			2		4				1	14			
		(3)																		6		74					80		
	第11条届出	(1)					7		3					2		14	1		2						9	38			
		(2)					2		1							3											6		
		(3)																				12					12		
湖沼法	第8条(計画変更命令等)																												
	第10条(改善命令等)																												
指定施設(第20条については、準用指定施設を含む。)	湖沼法	第15条届出																											
		第16条届出																											
		第17条第1項届出																											
		第17条第2項届出	氏名等変更																										
			使用廃止																				1						1
		第18条届出																											
第20条(改善命令等)	第1項																												
	第2項																												
立入検査数	昼間立入件数		2	35		111	4	85	22	18	1			52					21					6	50	407			
	夜間立入件数																												
行政指導	湖沼特定事業場・指定施設にかかわる指導(*2)	件数	文書	2		28		19	2	7			10	11	16				5	3	7		2			112			
			口頭	5		42		22							1	9								1			80		
		内容	処理施設の改善	2		14		10	2					10	1					5								44	
			排水の一時停止																										
	湖沼法第24条による指導	文書		5		57		31		7				11	25					3		7		2	1		149		
口頭																			3						3				

(注) *1: 施設区分 ((1): 湖沼特定施設 ((2), (3)を除く)、(2): みなし指定地域特定施設、(3): 準用指定施設)
 *2: 1件の指導が複数の内容を含む場合があるため、指導件数の合計と指導内容の合計は必ずしも一致しない。

参考 平成28年度からの施行状況の概要（水質汚濁防止法）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1 特定事業場数及び 有害物質貯蔵指定事業場数				
(1) 全特定事業場数及び 有害物質貯蔵指定事業場数	263, 294	262, 635	262, 233	261, 251
ア 全特定事業場数	262, 872	262, 187	261, 765	260, 815
① 50m ³ /日以上 うち有害物質使用特定事業場	31, 699 3, 681(1)	31, 441 3, 694(1)	31, 195 3, 701(2)	30, 749 3, 717(2)
② 50m ³ /日未満 うち有害物質使用特定事業場	227, 206 10, 966(1)	226, 888 10, 764(1)	226, 631 10, 636(1)	226, 259 10, 570(4)
③第5条第3項	3, 967	3, 908	3, 939	3, 807
イ 有害物質貯蔵指定事業場数 うち有害物質貯蔵指定施設のみ	3, 813 422	3, 766 448	3, 837 468	3, 901 436
(2) 特定事業場の上位3業種	1. 旅館業 (61, 959) 2. 自動式車両洗浄施設 (31, 215) 3. 畜産農業 (26, 179)	1. 旅館業 (64, 123) 2. 自動式車両洗浄施設 (31, 637) 3. 畜産農業 (26, 447)	1. 旅館業 (65, 288) 2. 自動式車両洗浄施設 (31, 913) 3. 畜産農業 (26, 106)	1. 旅館業 (65, 996) 2. 自動式車両洗浄施設 (32, 176) 3. 畜産農業 (25, 712)
2 計画変更命令（法第8条等）	0件	0件	0件	0件
3 改善命令等（法第13条等）				
①改善命令	12件	11件	16件	18件
②一時停止命令	0件	2件	1件	0件
4 地下水の浄化措置命令 (法第14条の3)	0件	0件	0件	0件
5 立入検査（法第22条）	38, 163	36, 194件	36, 323件	34, 696件
(昼間立入)	(37, 653件)	(35, 710件)	(35, 933件)	(34, 177件)
(夜間立入)	(510件)	(484件)	(390件)	(519件)
6 行政指導	8, 818	8, 752件	8, 656件	8, 456件
7 緊急時の措置（法第18条）	0件	0件	0件	0件
8 措置の要請（法第23条）	0件	0件	0件	0件
9 罰則の適用				
①排水基準違反（法第31条）	2事業場	1事業場	8事業場	1事業場
②改善命令等違反（法第30条）	0事業場	0事業場	0事業場	0事業場
③その他法違反 (水質総量規制関連を含む)	0事業場	0事業場	0事業場	0事業場

(注) 1. 「1 特定事業場数(1)全特定事業場数」において、括弧内の数字は、特定地下浸透水を浸透させる特定事業場数で内数である。
2. 有害物質貯蔵指定事業場は、平成24年施行の水質汚濁防止法の一部を改正する法律（平成23年法律第71号）により、届出の義務が課された。